

高齢者きらめきプラン21－7

－ 第7次勝山市老人福祉計画・介護保険事業計画 －

(案)



福 井 県 勝 山 市

【総 論Ⅰ】

第1章 計画策定にあたっての基本的な考え方	・ ・ ・ ・ ・	1
1. 計画策定の背景		2
2. 計画の位置づけ		3
3. 計画の期間と管理		4
4. 計画の策定体制		
5. 第6次計画の評価		5
6. 第7次勝山市老人福祉計画・介護保険事業計画の概要		9
（1）勝山市の現状		
（2）第7次の基本理念		10
（3）介護保険制度改正の主な内容		11
（4）介護保険サービスの整備について		12

【総 論Ⅱ】

第2章 高齢者の現状と見込み	・ ・ ・ ・ ・	13
1. 人口の推移と推計		14
2. 世帯構成の状況		15
3. 平均寿命と健康寿命		
4. 要介護認定者数の推移と推計		16
（1）要介護認定者の推移		
（2）要介護認定者の内訳		
（3）要介護認定者の実績と推計		17
5. 日常生活圏域の状況		18
6. 介護サービス事業所の状況		19
（1）勝山市内の介護事業所一覧		
（2）介護人材確保及び質の向上		20

【各 論】

第3章 高齢者福祉・介護サービス事業の現状と方向性	・ ・ ・ ・ ・	21
1. 地域包括ケアシステムの強化		22
（1）介護予防事業・日常生活支援総合事業		
（2）包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）		23
（3）包括的支援事業（社会保障充実分）		
（4）任意事業		
2. 高齢者の生きがいと健康づくりの推進		24
（1）高齢者の健康づくりの推進		
（2）介護予防・生活支援サービスの充実		29
（3）地域の高齢者見守り活動の推進		31
（4）元気な高齢者によるボランティア活動や活躍の場の提供による 生きがいづくりの推進		34
（5）健康の駅「湯ったり勝山」を活用した介護予防や健康づくりの 推進		37
（6）高齢者福祉サービスの推進		38

3. 高齢者介護体制の充実	43
（1）多様化する高齢者のニーズに応じた介護サービスの推進	44
（2）地域包括ケアシステムの強化	48
4. 高齢者の総合相談・支援の充実	
（1）地域包括支援センター「やすらぎ」の周知と総合的な相談機能の強化	49
（2）介護者の負担軽減と健康保持に向けた対策の充実	51
（3）高齢者の権利擁護と虐待防止に向けた事業の推進	52
（4）成年後見制度の周知と活用	

【総論Ⅰ】

第1章

計画策定にあたっての基本的な考え方

1. 計画策定の背景

平成30年度（2018年度）からの国の第7期以後の介護保険事業計画は、団塊の世代が75歳以上となり、ますます高齢化が進展する2025年に向け、第6期で構築した地域包括ケアシステム（※1）をさらに深化・推進する各取り組みを本格化していくこととなっています。併せて、「地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布されました。

地域包括ケアシステムの理念として、増え続ける要介護者やひとり暮らし高齢者等を社会全体で支えるために、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制の構築に努めることと位置づけています。その際、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じているため、保険者である市町村が地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが重要になってきます。

地域包括ケアシステム強化のための改正法の主な内容としては、①介護、医療、福祉の連携、②認知症に関する施策の総合的な推進、③介護医療院の創設、④利用者負担の見直し、⑤地域包括支援センターの機能強化等、多岐にわたるものとなっています。

当市における「第7次老人福祉計画・介護保険事業計画」では、上記の国の方向性を念頭に置いて、高齢者の現状を把握するとともに、今後取り組むべき課題を明確にし、地域の実情に応じた高齢者福祉、医療と介護の体制強化を継続的かつ確実に取り組んでいくことを目的に策定いたしました。なお、策定にあたり、高齢者を取り巻く環境の変化、介護給付費等の実績データ、日常生活圏域ごとのアンケート調査等を踏まえ、各種介護サービス及び福祉サービス事業を量及び質の面から評価・検証し、前計画からの見直しを図りました。

（※1） 地域包括ケアシステムとは、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービスを提供する体制のこと



2. 計画の位置づけ

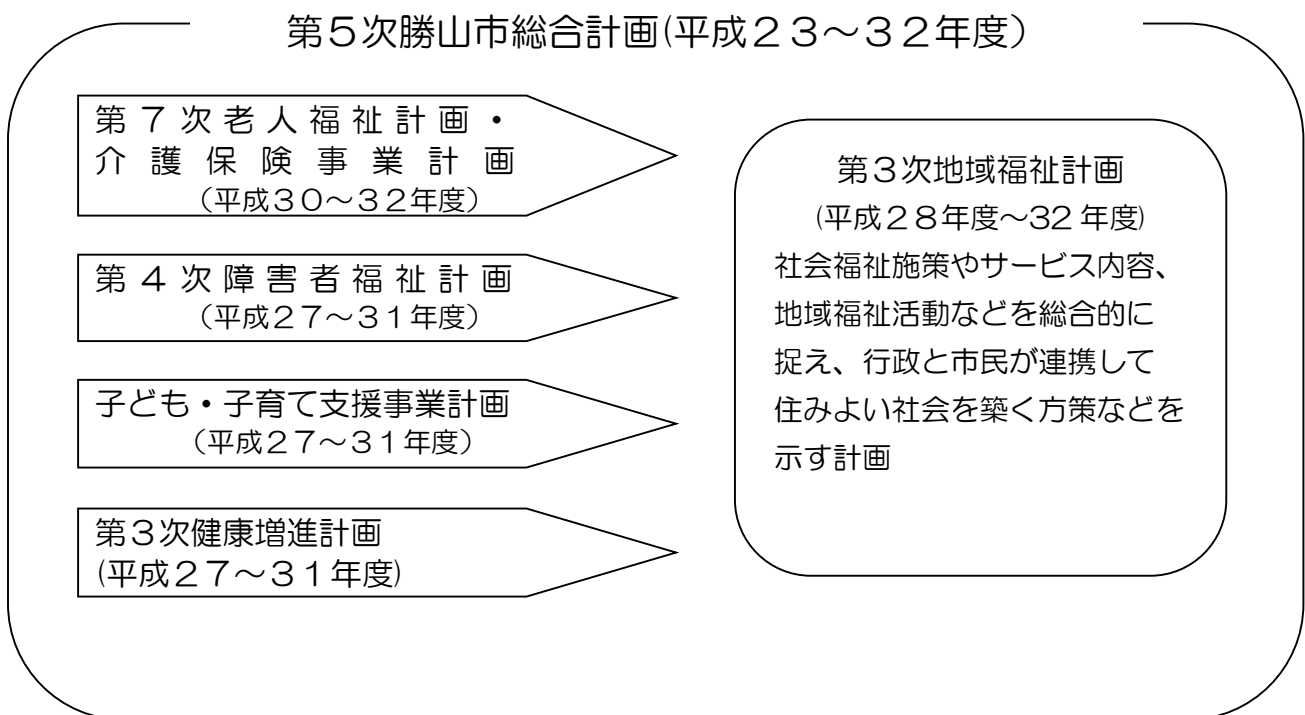
老人福祉計画は老人福祉法第20条の8の規定に基づく老人福祉事業の実施に必要な事項などを定める、高齢者の福祉全般にわたる総合的な計画です。

一方、介護保険事業計画は介護保険法第117条の規定により要介護者等の人数や利用動向を勘案し、各種介護保険給付対象サービス量の見込みを定め、供給量の確保のための方策等を定める介護保険事業運営の基盤となる計画で、保険給付の円滑な実施のため、3年間を1期としています。

老人福祉計画については、市町村介護保険事業計画その他の法律の規定による計画であって、老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならないとされていることから、介護保険事業計画との連携と調和を保つためにも一体的に策定を行っています。

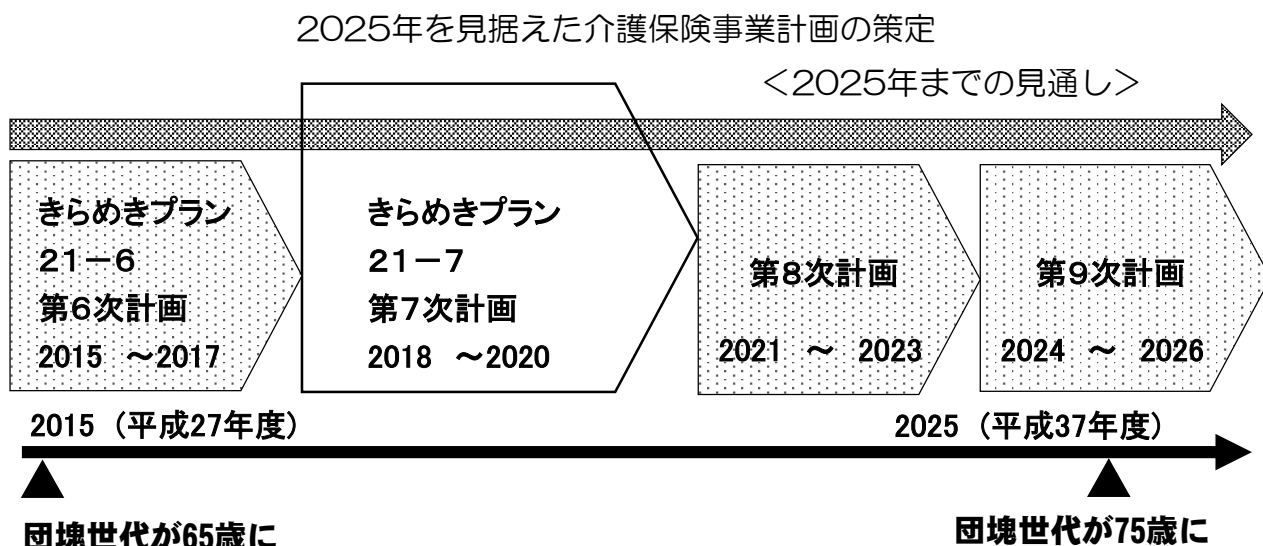
「高齢者きらめきプラン21-7 第7次勝山市老人福祉計画・介護保険事業計画」の策定（介護保険料の見直しを含む）にあたっては、国の第7期介護保険事業計画基本指針に沿って、「福井県老人福祉計画」「福井県介護保険事業支援計画」との整合性を確保しつつ、市の上位計画である「第5次勝山市総合計画」や「第3次勝山市地域福祉計画」をはじめとする市の各種関連計画との整合性を図っています。

■第7次老人福祉計画・介護保険事業計画と地域福祉計画等との関係



3. 計画の期間と管理

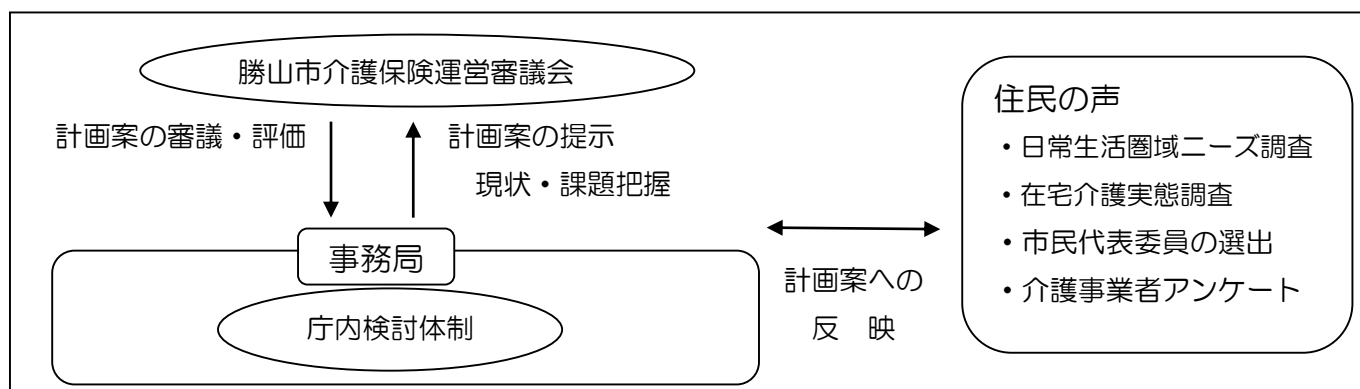
本計画が対象とする期間は、平成30年度を初年度とし、平成32年度を目標年度とする3ケ年計画です。なお、本計画は第6次までの取組みを踏まえ、第7次計画以降、2025年に向け、第5次で開始した地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、在宅医療と介護の連携・取組みを推進します。



4. 計画の策定体制

（1）勝山市介護保険運営審議会の設置

本計画の策定にあたっては、学識経験者、医療、保健、福祉関係者、公募による市民代表等による「勝山市介護保険運営審議会」を設置し、第6次計画の評価を行った上で、実務検討部会等で練った第7次計画案について様々な視点から審議してきました。



（2）パブリックコメントの実施

本素案を公表し市民等からの意見を広く募集して、意見集約を行っています。

（3）生活圏域ごとのニーズ調査の実施

65歳以上の高齢者及び要介護認定者、介護事業所を対象とした高齢者基礎調査、またこれまで行った、事業所や介護者家族への各種アンケート調査の結果から、現状、課題を洗い出し、今後の施策の方向性について計画に反映しました。

5. 評価

【第6次老人福祉計画・介護保険事業計画 評価】

基本目標	重点項目	主な取り組み	取組の内容
① 高齢者の自立支援	1.介護予防・生活支援サービスの充実	積極的な介護予防事業の展開 予防給付から総合事業へのスムーズな移行 生活支援コーディネーターの設置と民間活力を活かした生活支援 民間や市民が主体となったサロンの実施	・健康の駅 湯ったり勝山を活用したお出かけサロン、各種の介護予防講座や囲碁・将棋講座などの生きがい講座を実施 ・平成 28 年度からは、健康カラオケ体操を使用したアンチエイジング講座を実施 ・健康長寿一番体操教室の拡大 ・H28 年 4 月から介護予防通所介護・訪問介護サービスが総合事業に移行され、要支援者や新規の利用者がスムーズにサービス利用ができるよう支援した ・社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを設置し、地域で高齢者の生活を支援するため、地域での話し合い活動を実施 ・勝山サンプラザではまちなかカフェを運営。
	2.地域の高齢者見守り活動の推進	見守り体制の充実	・地域いきいきサポーター養成講座の実施 ・地域見守り協定事業所との連携 ・地域見守り事前登録制度の周知
	3.高齢者の社会参加と生きがいづくりの推進	ボランティアの積極的な活用	・健康の駅の介護予防講座では、ボランティアが講師となり講座を開催、高齢者の方の趣味や特技の披露の場の提供などを実施 ・地域いきいきボランティアポイント事業の実施
	4.高齢者福祉サービスの推進	高齢者の生活支援	・緊急通報システムの設置、救急医療情報キットの配布を実施 ・外出支援サービスの実施 ・介護用品（紙おむつ）支給事業の実施
	評 価		課 題
	介護予防事業を充実させることができた。 健康長寿一番体操は、各地区で自主的に取り組めるよう意識づけができつつある。 予防給付から総合事業へスムーズに移行できた ◎健康寿命の延伸 H25 男 78.4 歳 女 83.0 歳 H28 男 78.4 歳 女 83.9 歳 ◎新規認定者数 H25 333 人 H28 356 人		・高齢者人口の増加、介護給付費の増加に対応するため、介護予防事業の充実、拡大がさらに必要 ・中部圏域の高齢化、高齢者世帯が多いため、中部圏域をターゲットとした介護予防事業の実施 ・高齢者のいきがいづくりや集いの場づくり必要 ・高齢者の生活ニーズを把握し、多様なサービスの検討が必要

第 1 章 計画策定にあたっての基本的な考え方

基本 目標	重点項目	主な取り組み	取組の内容
② 高齢者介護体制の充実	1.勝山らしい在宅ケアの推進	介護者の負担軽減のため、ショートステイの確保	・シルバーケア九頭竜にショートステイ5床を確保
	2.在宅医療・介護連携の推進	医療コーディネーターによる相談の充実、医療と介護の連携強化 在宅ケア、エンディングノートの普及啓発	・平成 26 年度から医療コーディネーターを配置、在宅ケア推進協議会や多職種連携研修会等を開催し医療と介護の連携を強化 ・地区サロン等の介護予防講座で、在宅ケアやエンディングノートについての普及啓発を実施 ・ケア・ブレイクかつちやまへの活動支援
	3.認知症施策の強化	認知症に関する知識の普及啓発 行方不明高齢者への対策	・認知症サポーター養成講座の実施 ・もの忘れ相談会、もの忘れ検診、認知症カフェの実施 ・平成 28 年度から認知症高齢者等の事前登録制度を開始、行方不明者発生時に早期発見に対応
	4.介護サービスの充実	サービス付き高齢者向け住宅と併せて特定施設入居者生活介護の整備	・平成 26 年 4 月にサービス付高齢者向け住宅 20 床を整備、うち 10 床は特定施設入居者生活介護適用施設とした
	5.低所得者対策と利用者負担の適正な見直し	介護保険料の段階設定 一定以上所得者の利用者負担の見直し	・介護保険料第 1 段階を基準額の 0.5 から 0.45 へ引き下げ ・利用者負担割合 2 割
	評 価		課 題
	事業計画に沿った介護サービスの整備。 地域包括ケア推進協議会、地域ケア会議等の実施 もの忘れ検診 H28 15 人 もの忘れ相談会 H28 2 回 認知症サポーター養成講座 H28 22 回 ケアブレイクかつちやまへの活動支援 ◎介護サービス利用率 H26 95.7% H28 96.7%		・ニーズを見通したサービスの検討 ・地域包括ケアシステムの推進のため、多職種連携研修会や地域ケア会議を継続 ・認知症になっても住みやすい勝山を目指すため、市民への認知症の普及啓発 ・認知症の早期診断、早期対応の支援

基本 目標	重点項目	主な取り組み	取組の内容
③ 高齢者総合相談・支援の充実	1. 地域包括支援センターの機能強化	相談窓口の充実	・健康の駅「湯ったり勝山」に看護師を配置し、健康相談、介護相談の実施 ・介護予防教室や訪問で地域包括支援センターのPR ・医療コーディネーターによる医療情報や退院調整 ・認知症地域支援推進員による相談を実施
	2. 介護者支援、相談の充実	家族介護支援事業の実施	・介護者への訪問介護相談 ・家族介護教室の実施 ・家族介護者交流会の実施
	3. 高齢者の権利擁護、虐待防止事業の推進	高齢者虐待の防止、早期対応	・地区サロン等で市民を対象にした虐待防止講座の実施 ・介護サービス事業所での出前研修会の実施 ・虐待相談対応 ・高齢者虐待防止ネットワーク会議の開催
	4. 成年後見制度の周知	成年後見制度の周知	・成年後見制度の講座 ・弁護士等による相談の実施 ・制度の周知と活用を支援。
	評 価		課 題
	健康の駅での相談 125 件 すこやか窓口、電話、訪問相談 1,279 件 ◎地域包括支援センターの年間相談件数 H28 1,404 件		・多問題を抱えた家族など、地域包括支援センターだけでは対応しきれない相談内容が増加しており、ますます医療・介護・福祉・地域等との連携が必要
④ その他	医療の確保	かかりつけ医の推進	・地区サロン等の介護予防講座において、かかりつけ医を持つことや、上手な医療機関へのかかり方等を説明
	除雪に対する支援の充実	除雪担い手の確保支援	・地区ごとに屋根雪下ろし支援事業の説明会を実施 ・軽度生活援助(除雪)事業対象者への除雪費用の助成の周知、居宅介護支援事業所を通じた新規対象者の把握 ・総務課と連携し、屋根雪下ろし作業員の確保及び周知 ・自主防災組織に対し、小型除雪機等の購入補助金を交付
	評 価		課 題
	屋根雪下ろし等に対する支援体制は、地区によってばらつきがある。		・屋根雪下ろし支援事業の説明会の継続。 ・総務課と連携し、作業員の確保

【第 5 次勝山市総合計画における施策指標】

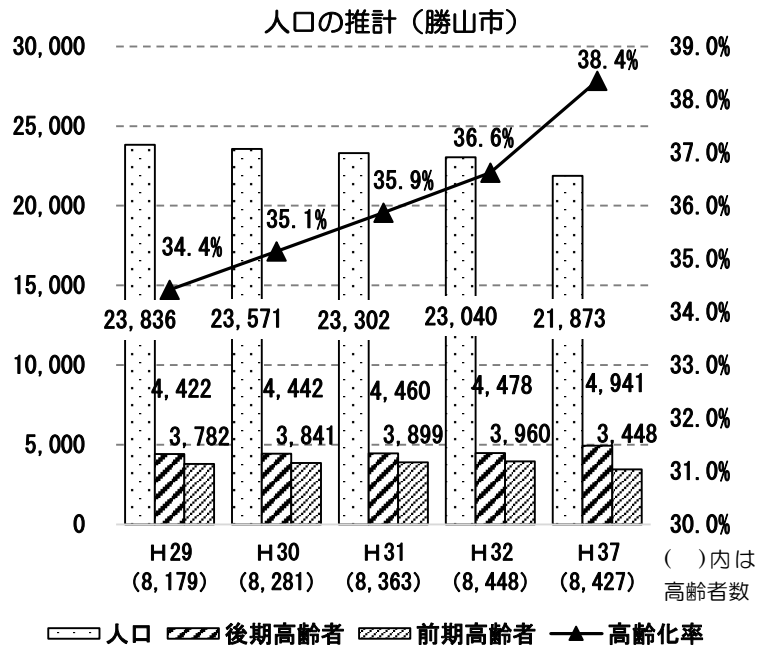
要介護認定率	H27	H28	H29	H30	H31	H32
目標値	18.5%	18.5%	18.5%	18.4%	18.4%	18.3%
実績値	18.6%	18.6%	18.3%	—	—	—
健康寿命の延伸	H27	H28	H29	H30	H31	H32
目標値(男)	78.1 歳	78.5 歳	78.5 歳	78.6 歳	78.6 歳	78.6 歳
目標値(女)	83.2 歳	83.9 歳	83.9 歳	84.0 歳	84.0 歳	84.0 歳
実績値(男)	78.5 歳	78.4 歳	—	—	—	—
実績値(女)	83.7 歳	83.9 歳	—	—	—	—

6. 第7次勝山市老人福祉計画・介護保険事業計画の概要

(1) 勝山市の現状

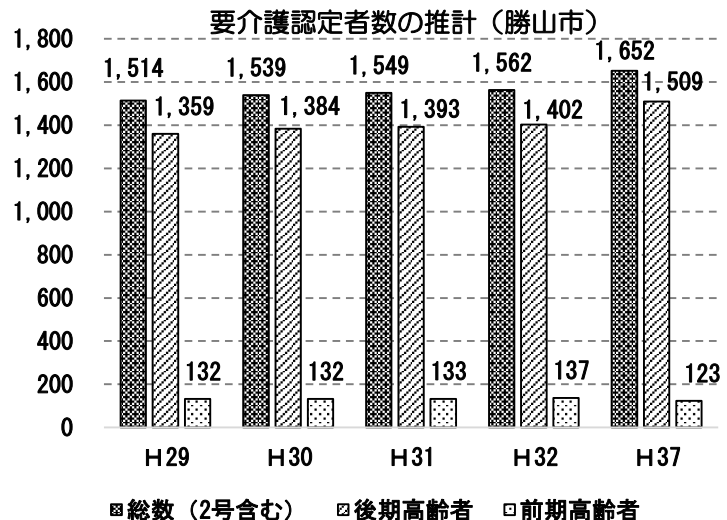
【高齢者数の推移と推計】

- ①平成37年時点で、高齢化率は38.4%、支え手となる人口減少がする。
- ②圏域別では、中部圏域の高齢化率が高い。
- ③ひとり暮らし、老夫婦のみ世帯が増加する。
- ④認知症高齢者数は年々増加していく。
- ⑤75歳以上の後期高齢者数が増加する。



【要介護・要支援認定者の推移と推計】

- ①要介護・要支援認定者数は、後期高齢者の増加に伴い、増えていく。
- ②要介護認定率は、第6期の傾向から、18%台で推移していくと見込まれる。
- ③介護予防事業等により要介護認定率の上昇を抑制していく。



【勝山市の介護保険の現状】

- ①県内9市の中で、要介護認定率は4番目に高い。
- ②県内9市の中で、施設整備率は最も高い。
- ③後期高齢者の3割が、要介護認定を受けている。
- ④要介護認定者の7割強が、認知症の診断を受けている。
- ⑤県内9市の中で、介護保険サービス利用率が4番目に高い。

(H29.1)

(H29.3)

施設・居住系の ベッド数	要介護 認定者数	施設整備率
494	1,516人	32.6%

介護サービス利用率	1人当たりの費用/月
95.2%	146,209円

(2) 基本理念

『安心して暮らせる長寿社会の実現』

基本目標（重点項目）	第7次計画の主な取り組み
①高齢者の生きがいと健康づくりの推進 ・高齢者の健康づくりの推進 ・介護予防、生活支援サービスの充実 ・地域の高齢者見守り活動の推進 ・元気な高齢者によるボランティア活動や活躍の場の提供による生きがいづくりの推進 ・健康の駅「湯ったり勝山」を活用した介護予防や健康づくり事業の推進 ・高齢者福祉サービスの推進	・老人クラブ活動への助成 ・ふれあいサロン事業の実施 ・健康の駅「湯ったり勝山」での介護予防事業の実施 ・民間や市民が主体となったサロンの実施（まちなかカフェ、団体サロン） ・健康長寿！一番体操教室の拡大 ・認知症対策の強化（認知症初期集中支援チームの設置） ・介護予防ケアマネジメントを通じた、訪問型A（軽微な生活支援）、通所型C（短期集中型）サービスの実施 ・高齢者のニーズや地域に不足する資源の把握と多様なサービスの創出。 ・民生委員を中心とした、地域での見守り活動 ・避難行動要支援者登録を通じた見守り活動 ・地域見守り活動協定事業所との連携 ・ボランティアの育成と活動の活性化を支援 ・緊急通報システム、救急医療情報キットの設置
②高齢者介護体制の充実 ・多様化する高齢者のニーズに応じた介護サービスの推進 ・地域包括ケアシステムの構築	・地域ケア個別会議を実施し、自立に向けたケアマネジメントと効果的なサービス等の提供、地域課題の検討と新たなサービスの開発 ・多職種連携会議等により関係者のつながりを深めるとともに、地域への在宅医療・介護の普及啓発 ・介護人材の確保
③高齢者総合相談・支援の充実 ・地域包括支援センター「やすらぎのPRと総合的な相談機能の強化 ・介護者の負担軽減と健康保持に向けた施策の充実 ・高齢者の権利擁護と虐待防止に向けた事業の推進 ・成年後見制度の周知と活用	・地域包括支援センターの更なるPR、健康の駅での相談窓口との連携 ・困難事例に対し、多職種と連携した相談対応。 ・家族介護支援事業の実施 ・要介護老人介護者支援金支給事業の実施 ・高齢者虐待防止ネットワーク会議、研修会の実施 ・成年後見普及啓発・活用促進事業の実施

(3) 介護保険制度改正の主な内容

地域包括ケアシステムの深化・推進
・ 国から提供されたデータを分析の上、事業計画を策定。介護予防・重度化防止の取り組み内容と目標を記載 ・ 地域包括支援センターの機能強化 ・ 居宅サービス事業者の指定に関する保険者の関与強化（指定拒否の導入） ・ 認知症施策の推進 ・ 介護医療院の創設 ・ 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進（新たに共生型サービスを位置づけ）
介護保険制度の持続可能性の確保
・ 2割負担者のうち、特に所得の高い層の負担割合を3割にする （例 単身で年金収入のみの場合 344 万円以上） ・ 介護納付金（2号保険者保険料）への総報酬割の導入 （医療保険者の加入者数 ⇒ 医療保険者の加入者の収入を考慮する）
その他
・ 有料老人ホーム入居者保護のための施策の強化 （悪質な事業を続ける有料老人ホームへの事業停止命令措置の新設） ・ 介護保険適用除外施設の住所地特例の見直し （適用除外施設を退所して介護保険施設へ入所した場合、適用除外施設入所前の市町村を保険者とする） ・ 1号保険料と2号保険料の負担割合の変更 第1号保険料（22%→23%） 2号保険料（28%→27%） ・ 居宅介護支援事業所の指定権限移譲（県→市） ・ 介護保険料（第1号保険料）賦課について、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を考慮 ・ 要介護認定期間の延長（更新認定の有効期間の上限 … 24 か月→36 か月）

（４）介護保険サービスの整備について

１）第６次計画期間中の介護サービス整備状況

- ①介護老人保健施設８０床を介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）へ転換
- ②地域密着型通所介護の新設（制度改正による移行）
（定員１８名以下の通所介護事業所は、地域密着型へ移行）
- ③特定施設入居者生活介護２０床を新設
- ④短期入所生活介護（ショートステイ）５床の定員増
- ⑤介護予防訪問介護、介護予防通所介護を介護予防・日常生活支援総合事業へ移行

２）第７次計画期間中の介護サービス整備

①地域密着型サービス

介護保険サービスのうち、地域密着型サービスは保険者が指定します。

要支援・要介護状態となっても住み慣れた地域で生活することができるよう、日常生活圏域（中学校区）ごとに整備を行っています。

第７次計画期間中のサービス整備予定、限度数は下記のとおりとします。

サービス種類	第６次 限度数	第６次までの整備数			第７次限度基準	第７次 限度数
		南部	中部	北部		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	—	—	—	整備しない（第８次で検討）	０
夜間対応型訪問介護	—	—	—	—	整備しない（第８次で検討）	０
地域密着型通所介護	１	０	１	０	整備しない（第８次で検討）	１
認知症対応型通所介護	１	１	１	０	整備しない（第８次で検討）	２
小規模多機能型居宅介護	１	１	１	０	整備しない（第８次で検討）	２
認知症対応型共同生活介護	３	１	１	１	整備しない（第８次で検討）	３
地域密着型特定施設入居者生活介護	１	—	—	—	整備しない（第８次で検討）	１
地域密着型介護老人福祉施設生活介護	１	—	１	—	整備しない（第８次で検討）	１
複合型サービス	—	—	—	—	整備しない（第８次で検討）	０

②地域密着型以外の介護サービス

第７次計画期間中は、新たな介護サービスの整備を見込みません。既存のサービス供給量で需要をまかなえると判断しました。

また、市内事業所へのアンケート調査を実施した結果、人材不足が深刻であることが分かり、既存の事業所の人材確保も考慮しました。

地域密着型サービス以外の介護サービス事業所は、県が指定しますが、県の事業計画に反映されていることが必要となります。

【総論Ⅱ】

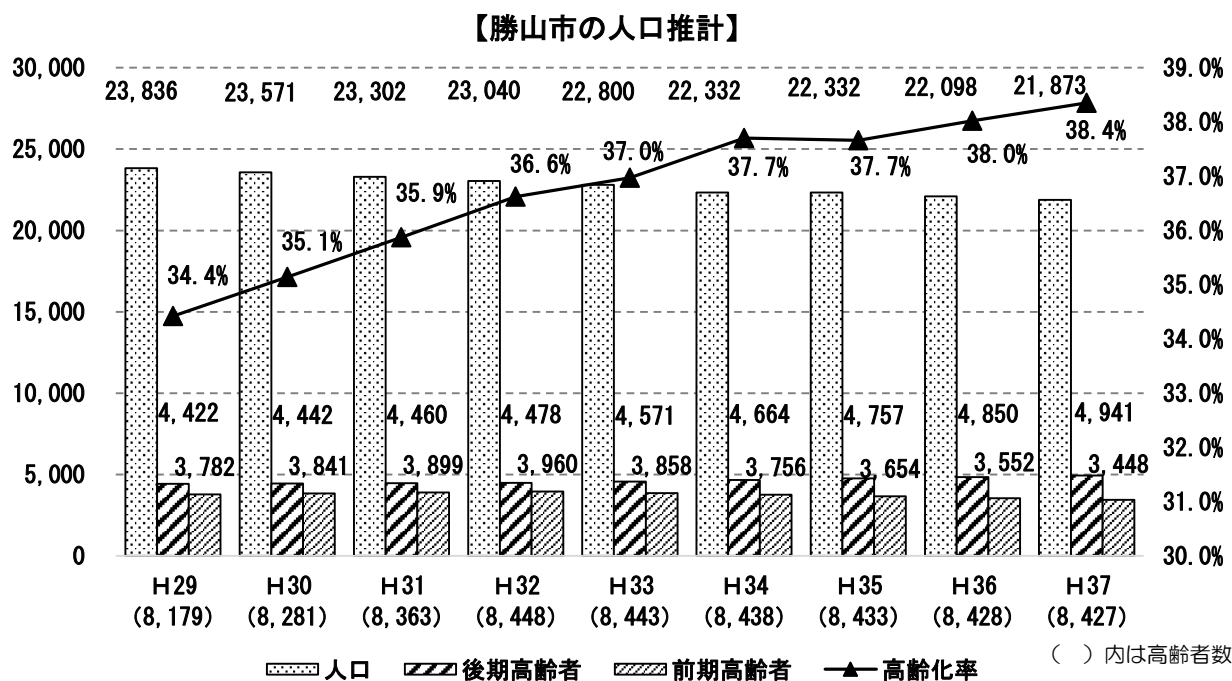
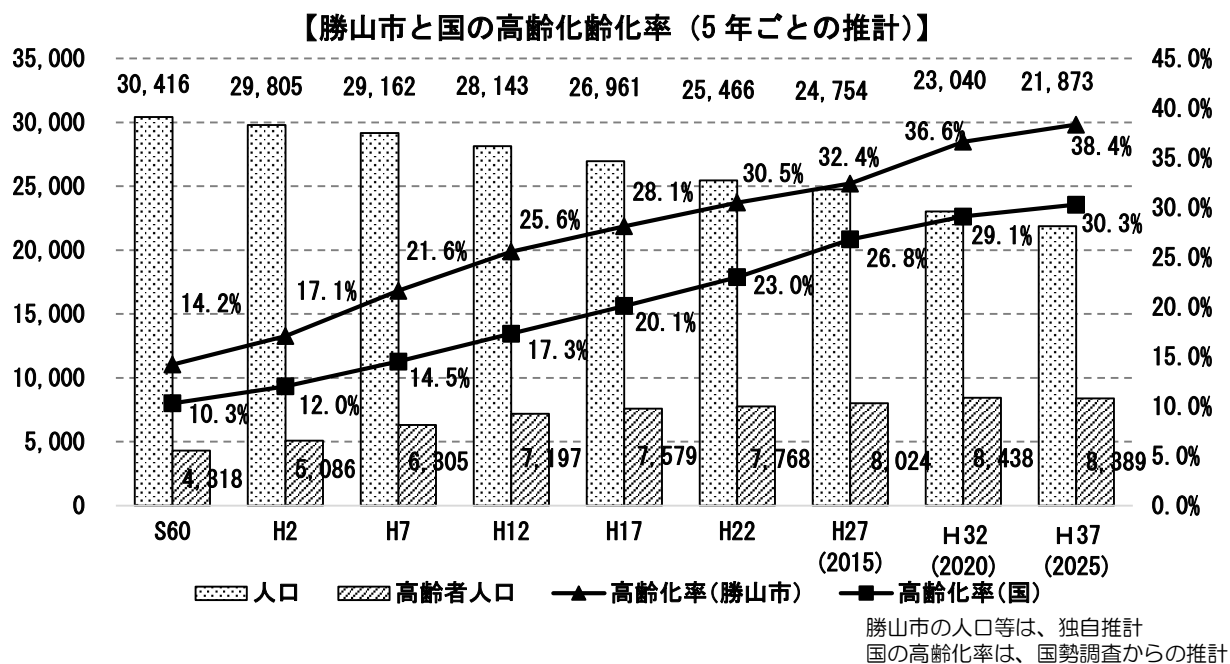
第2章

高齢者の現状と見込み

1. 人口推移と推計

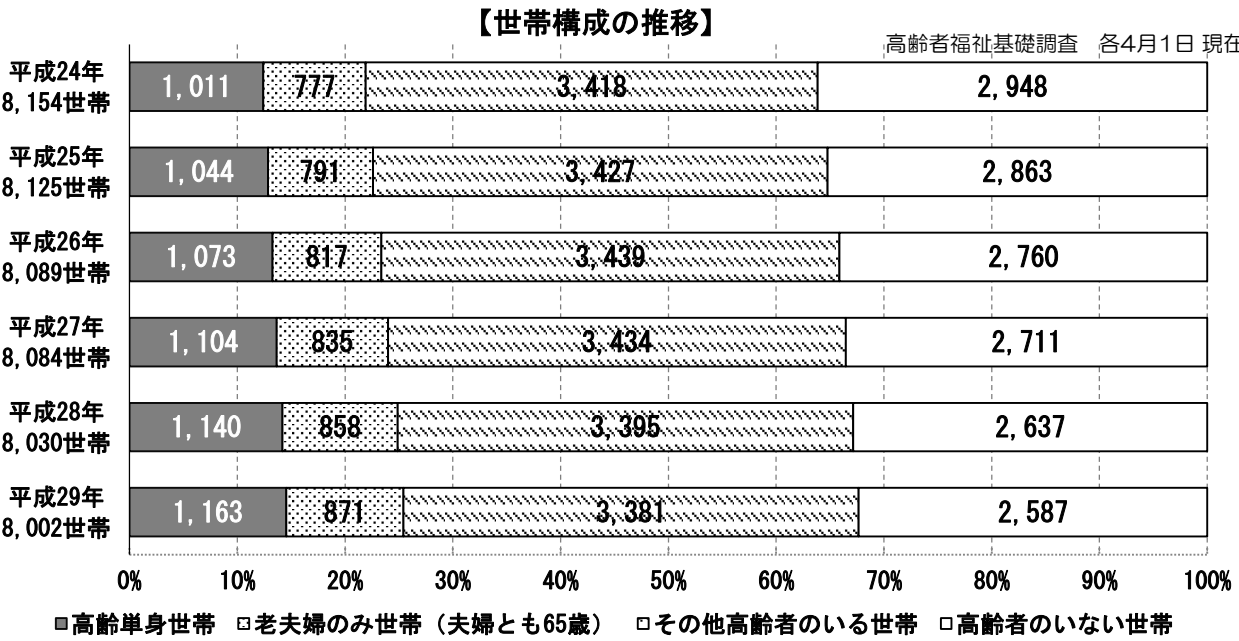
勝山市の総人口は年々減少しており平成32年（2020年）には約23,040人となる一方で、高齢者数及び高齢化率は右肩上がりに伸びています。今後、男女とも65歳未満の人口減少が続く中、高齢者数については、平成34年（2022年）から平成35年（2023年）ごろにピークを迎える見込みです。

団塊の世代が後期高齢者世代となる平成37年（2025年）以降も後期高齢者数は増え続け、高齢化率についても平成37年時点で38.4%となる見込みです。高齢化率については、65歳未満の人口減少も大きな要因となっています。



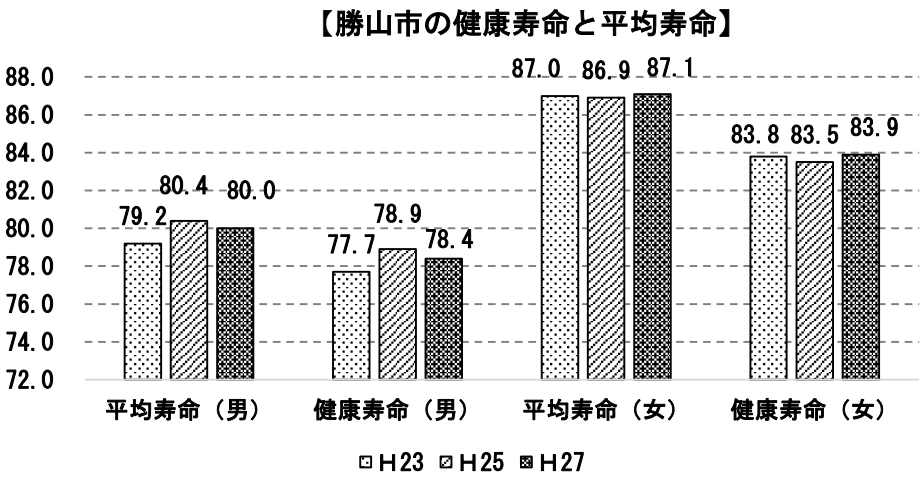
2. 世帯構成の状況

勝山市の総世帯数は、平成 24 年の 8,154 世帯と比べ、平成 29 年時点で 8,002 世帯となっており 152 世帯減少しています。高齢単身世帯、老夫婦のみ世帯が増加しており、老々介護世帯など、地域で何らかの支援が必要な世帯の割合も増えています。核家族化が進んでいることもあり、引き続き行政と連携した地域ぐるみでの見守り体制の強化が重要となっています。



3. 平均寿命と健康寿命

平均寿命と健康寿命の差は、平成 26 年で男性は 1.7 歳、女性が 3.4 歳となっています。この期間が要介護状態である期間と考えられ、平成 24 年と比べると、男性は 0.2 歳上がり、女性は 0.1 歳下がりました。健康寿命と平均寿命の差を少しでも短くすることを目指して、各種取り組みを進めていく必要があります。



福井県健康増進課統計

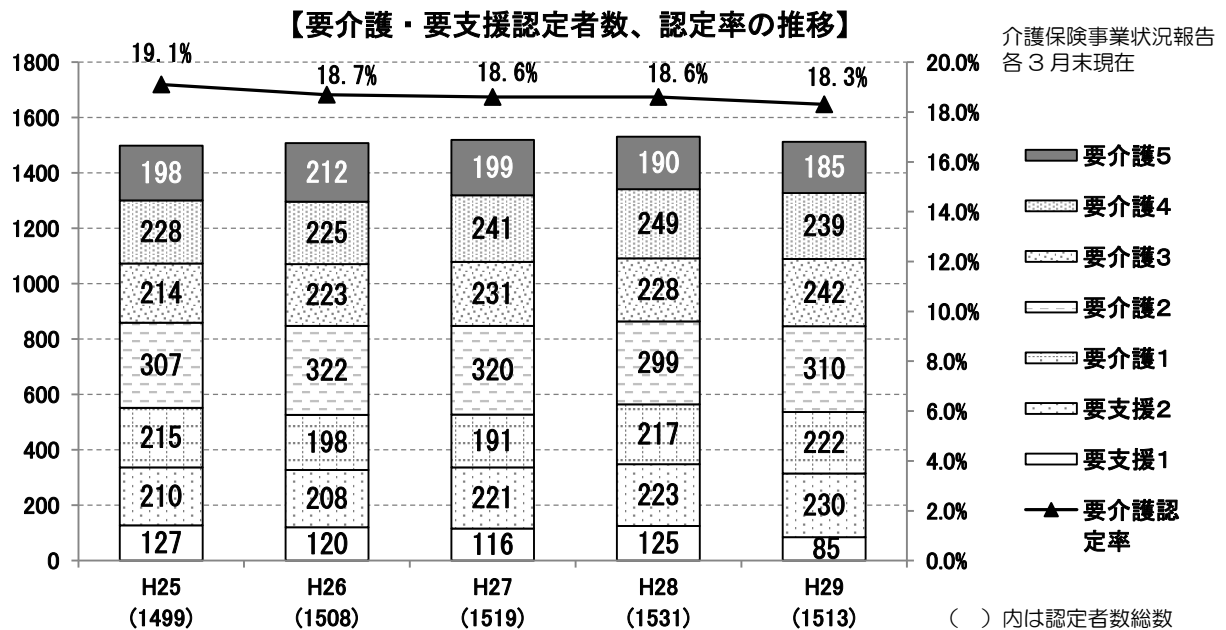
平均寿命と
健康寿命の差

	男	女
H23	1.5 歳	3.2 歳
H25	1.5 歳	3.4 歳
H27	1.6 歳	3.2 歳

4. 要介護・要支援認定者数の推移と推計

(1) 要介護認定者の推移

勝山市の要介護・要支援認定者数は平成25年度から平成29年度の5年間で介護度別に見ると、大きな変化は見られません。平成28年度から介護予防・日常生活支援総合事業を開始したことにより、総合事業対象者としてサービス利用ができるようになり、要支援1が減っています。要介護認定率は、近年18%台で推移しています。



(2) 要介護・要支援認定者の内訳

【第1号被保険者数、認定者、認定率】

介護保険事業状況報告
H29.3月末現在

内 訳	被保険者数	要支援者	要介護者数	合 計	認定率
第1号被保険者	8,146	307	1,184	1,491	18.3%
前期高齢者	3,709	39	93	132	3.6%
後期高齢者	4,437	268	1,091	1,359	30.6%

75歳以上の後期高齢者のうち、約3割が要介護認定を受けています。

【後期高齢者の介護度別認定者】

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
71人	197人	206人	282人	222人	216人	165人
5.2%	14.5%	15.2%	20.8%	16.3%	15.9%	12.1%

後期高齢者の介護度別割合は、要介護2の方が多いですが、大きな差は見られません。

(3) 被保険者数、要介護・要支援認定者数の推計と実績

前期高齢者の実績値は、ほぼ見込み通りとなっています。後期高齢者については、推計値よりも実績値が低くなっています。

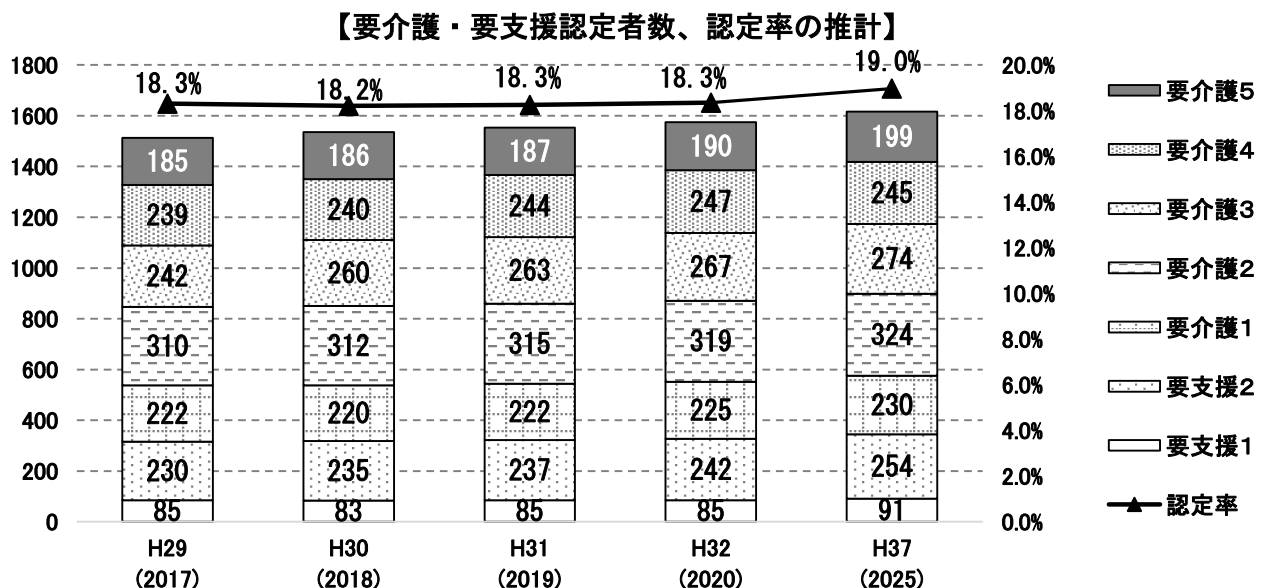
実績値は 10 月末現在

	H27 (推計)	H27 (実績)	H28 (推計)	H28 (実績)	H29 (推計)	H29 (実績)
第1号被保険者数	8,244	8,063	8,294	8,115	8,343	8,173
前期高齢者数	3,619	3,626	3,671	3,680	3,723	3,737
後期高齢者数	4,625	4,437	4,622	4,435	4,620	4,436

要介護・要支援認定者数は、推計値よりも実績値が低くなっています。上記の第1号被保険者数のずれや、介護予防の効果が反映されたものと思われます。

	H27 (推計)	H27 (実績)	H28 (推計)	H28 (実績)	H29 (推計)	H29 (実績)
要支援1	126	118	126	111	127	72
要支援2	229	231	242	230	258	238
要介護1	196	210	192	219	189	213
要介護2	370	298	394	313	421	313
要介護3	229	247	232	236	236	248
要介護4	243	251	253	228	269	249
要介護5	213	192	212	200	212	175
合計	1,606	1,547	1,651	1,537	1,712	1508

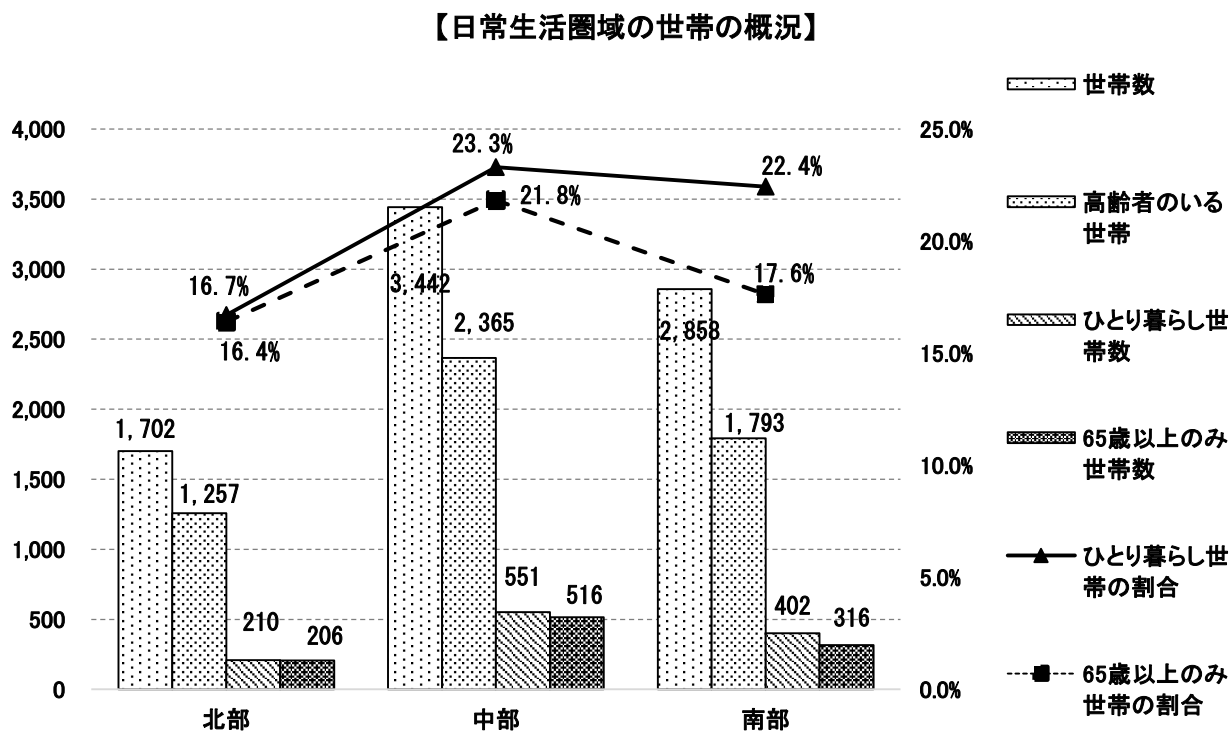
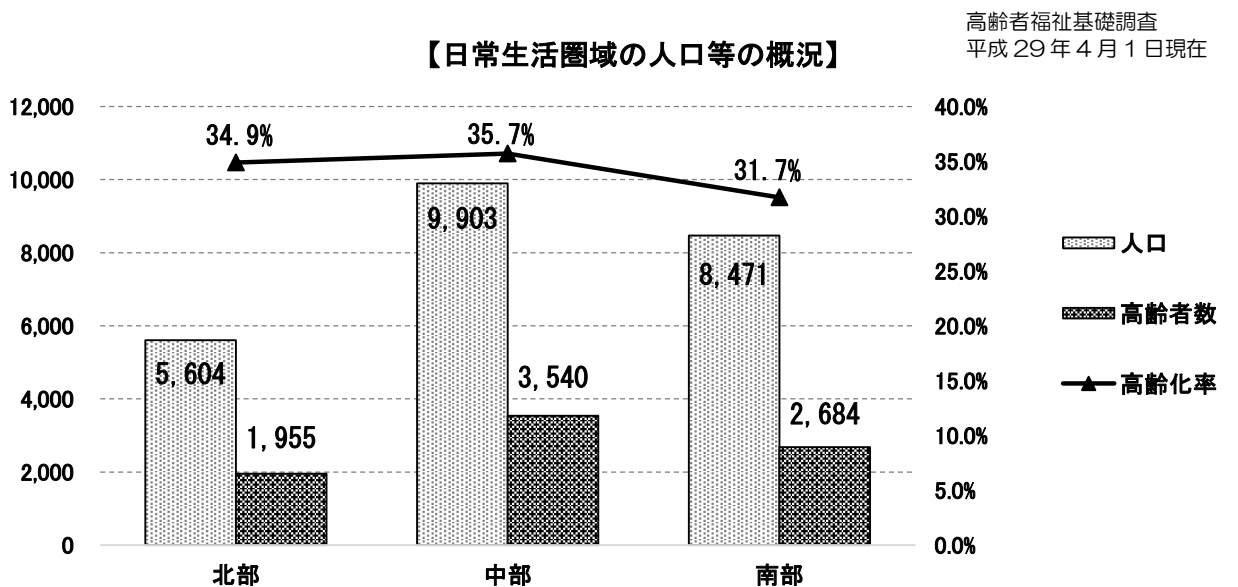
平成30年から平成32年の間第7次期間中は、高齢者数が徐々に増加し、要介護・要支援認定者数も緩やかに増加すると考えられます。しかし、団塊の世代が後期高齢者へと移行する、平成37年（2025年）以降、要介護認定者数も大きく伸びていくことが予想されます。



5. 日常生活圏域の状況

勝山市では、中学校区（3 地区）を日常生活圏域と規定しています。日常生活圏域ごとに高齢者人口をみると、中部地区が高齢化率、高齢者人口ともに高くなっています。

世帯の状況をみても、高齢者世帯は中部地区が多く北部地区で同居率が高くなっています。



6. 介護サービス事業所の状況

(1) 勝山市内の介護事業所一覧

市内の介護事業所一覧

(H29.4.1現在)

事業者 / 圏域	北部	定員	中部	定員	南部	定員
介護老人福祉施設			さくら荘	90	さつき苑	80
					シルバーケア九頭竜	80
介護老人保健施設	鷺巣苑	63	福井勝山総合病院付属介護老人保健施設	100		
居宅介護支援事業所	わかば居宅介護		勝山市社会福祉協議会		はなみずき	
	鷺巣苑居宅介護		テラル越前農業協同組合居宅介護		九頭竜ワークショップ居宅	
			さくら荘居宅介護		さつき苑居宅介護	
			福井勝山総合病院付属居宅介護		県民せいきょう居宅介護	
訪問介護			勝山市社会福祉協議会ホームヘルプサービスセンター		県民せいきょうホームヘルプサービス	
			さくら荘訪問介護センター		花水木（介護タクシー）	
訪問入浴介護					さつき苑訪問入浴介護	
訪問看護			福井勝山総合病院附属訪問看護		さつき苑訪問看護	
			クリニカ・テ・ふかや			
通所介護	デイサービスセンターえがお	30	さくら荘デイサービスセンター	35	さつき苑デイサービスセンター	25
	ひなたぼっこデイサービスセンター	25	デイサービスセンターわかば	40	デイサービスセンター九頭竜	30
			悠々いきいき倶楽部ちゃま	10		
通所リハビリ	鷺巣苑デイケアセンター	60	福井勝山総合病院付属介護老人保健施設	40		
ショートステイ（福祉系） （各定員の内数）			さくら荘	(8)	さつき苑	(10)
					シルバーケア九頭竜	(5)
ショートステイ（医療系）	鷺巣苑		福井勝山総合病院付属介護老人保健施設			
特定施設入所者生活介護					県民生協勝山きらめき	10
					あさひケアハイツ九頭竜	10
認知症対応型共同生活介護	愛の家グループホーム勝山荒土	18	愛の家グループホーム勝山野向	18	グループホームはなみずき	15
小規模多機能型居宅介護			よろこんでハウス・サンプラザ	18	県民せいきょう小規模多機能ホーム勝山きらめきハウス	25
認知症対応型通所介護			デイサービスセンターよしの	12	デイサービスはなみずき	12
ユニット型地域密着型介護老人福祉施設			さくら荘	20		
通所介護			悠々いきいき倶楽部ちゃま	(10)		
サービス付高齢者向け住宅 （有料老人ホーム）					県民生協勝山きらめき	10
住宅型有料老人ホーム	わかば	23	たいよう	14	あさひケアハイツ九頭竜	9

※医療系ショートステイ定員は、各施設定員数に含まれる

(2) 介護人材確保及び質の向上

事業計画策定にあたり、市内の介護サービス事業所に人材確保についてアンケートを行いました。

【不足している職種・人数】

平成29年7月 現在

種別	介護職	看護師	訪問介護員	生活相談員	理学療法士	介護支援専門員	合 計
通所介護（認知症対応型含む）	4	2		2			8
通所リハビリテーション		1					1
訪問介護			8				8
訪問看護		2			1		3
居宅介護支援						2	2
介護保険施設	20	2		1			23
グループホーム、特定施設	5						5
小規模多機能型居宅介護		2					2
合 計	29	9	8	3	1	2	52

【各事業所における人材確保のための取り組み】

ハローワークへの求人、人材紹介会社に依頼、高校に求人、社員の紹介、新聞折り込みでの求人、企業説明会へ参加、実習生の積極的な受け入れ、資格取得の奨励

①人材確保に向けた取り組み

平成29年度から、「介護人材確保奨励金事業」を実施しています。新たに勝山の事業所に勤務し勝山市民となった場合等に、1年あたり10万円を3年間にわたり交付します。この事業を活用し、介護人材を確保できるよう事業所を支援していきます。

②質の向上に向けた取り組み

・介護相談員派遣事業

市内のすべての介護事業所に相談員を派遣し、利用者や職員の話聞き、より良いサービス提供となるようにしていきます。

・ケアプラン等の点検

市内のすべての介護事業所を対象に、計画的にケアプランやサービス提供計画の点検を実施しています。高齢者の自立支援につながるよう、アドバイスを行っています。

・地域密着型事業所連絡協議会の支援

自主組織である地域密着型事業所連絡協議会が研修会を行う場合に、講師謝礼の一部を負担し、質の向上につながるよう支援しています。

【各論】

第3章

高齢者福祉・介護サービス事業の 現状と方向性

1. 地域包括ケアシステムの強化

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができることを目指し、第6次勝山市老人福祉計画・介護保険事業計画では、住まい、医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に取り組みました。主な内容としては、①介護予防事業の充実 ②認知症施策の推進 ③在宅医療、介護連携の推進 ④生活支援サービスの充実・強化です。平成28年4月からは、介護予防・日常生活支援総合事業として、要支援者等に対して必要な支援を行う介護予防・生活支援サービス事業と、全ての高齢者に対して行う一般介護予防事業を実施することで、地域支援事業の充実、強化を図りました。第7次においては、第6次で構築した地域包括ケアシステムを深化・推進し、さらに高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止が求められています。

平成28年度からの地域支援事業の事業内容は次のとおりです。

（1）介護予防・日常生活支援総合事業

①介護予防・生活支援サービス事業

事業名	事業内容
訪問型サービス	要支援者・事業対象者に訪問介護員等による介護・生活援助を行います。
通所型サービス	要支援者・事業対象者に通所介護施設等で必要な日常生活上の支援や個別の運動指導を行います。
介護予防ケアマネジメント	介護予防及び日常生活支援を目的として、心身の状況、生活環境、その他の状況に応じて適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。

②一般介護予防事業

事業名	事業内容
介護予防把握事業	基本チェックリストを用いて閉じこもり等何らかの支援を必要とする者を把握し、介護予防活動につなげる。また、必要に応じて医療機関の「もの忘れ検診」を勧め、認知症の早期発見及び早期対応を行います。
介護予防普及啓発事業	介護予防の基本的な知識を普及啓発するためにパンフレット等の配布や介護予防教室等を行います。

(2) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

事業名	事業内容
総合相談支援事業	地域における様々な関係者とのネットワークの構築、ネットワークを通じた高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握、サービスに関する情報提供等の初期相談対応や、継続的・専門的な相談支援を行います。
権利擁護事業	高齢者虐待防止や成年後見制度など権利擁護を目的とするサービスや制度を活用し、ニーズに即した適切なサービスや関係機関につなぎ、適切な支援を行います。
包括的・継続的ケアマネジメント事業	ケアマネジャーに対し、ケアプラン作成の指導相談、支援困難事例への指導助言、地域における連携・協力体制の整備を行います。

(3) 包括的支援事業（社会保障充実分）

事業名	事業内容
在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進します。
生活支援体制整備事業	医療、介護のサービス提供のみならず、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を図っていきます。
認知症総合支援事業	認知症初期集中支援推進事業、認知症地域支援・ケア向上事業等により、認知症の支援を推進します。
地域ケア会議推進事業	介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される会議を設置し、個別ケースを検討し、地域課題の解決を検討します。

(4) 任意事業

事業名	事業内容
介護給付費等費用適正化事業	真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証等、介護給付費の適正化を図るための事業を行います。
家族介護支援事業	介護による家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減するための支援をします。
その他の事業	成年後見制度利用支援事業、福祉用具・住宅改修支援事業、認知症サポーター等養成事業、地域自立生活支援事業を行います。

2. 高齢者の生きがいと健康づくりの推進

(1) 高齢者の健康づくりの推進

①健康づくり・介護予防

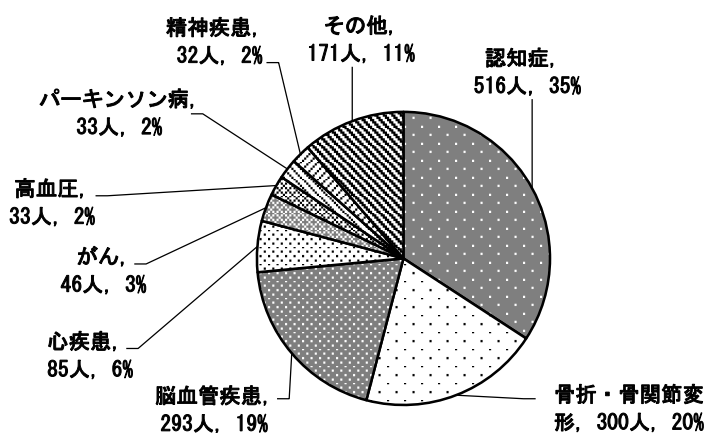
現状

勝山市の介護が必要となる原因疾患は、認知症、骨折・骨関節変形、脳血管疾患が多く、全体の70%以上を占めています。また、高齢者が治療を受けている病気では、高血圧や筋骨格系が多い状況です。高齢になるにつれて、心身の機能は徐々に衰えていきます。そのまま放置していると悪循環からさらに衰えることとなります。高齢期を元気に過ごすためには、生活習慣病の発症予防に加え、筋力低下を予防して転倒・骨折を防いだり、認知症の発症を予防することが必要です。そこで、高齢者が健康づくりや介護予防に取り組めるよう、様々な健康講座や運動教室を開催しました。地域のサロンなどでは病気の予防に関する普及啓発を行い、介護予防事業の紹介、参加などを勧めてきました。また、お出かけサロンや健康長寿！一番体操教室では、「自分ができることは自分で行う」ことを大切に、高齢者が主体的に介護予防に取り組めるよう支援してきました。

また、勝山市では、高齢者の週1回以上の通いの場の参加率は、全国や県と比べて多くなっています。高齢者の閉じこもりは心身の衰弱を招きやすいと言われており、自立した日常生活を送るためには、継続して参加できる集いの場が必要です。勝山市では、お出かけサロンや健康長寿！一番体操教室などの集いの場があり、人との交流につながっているのではないかと考えます。

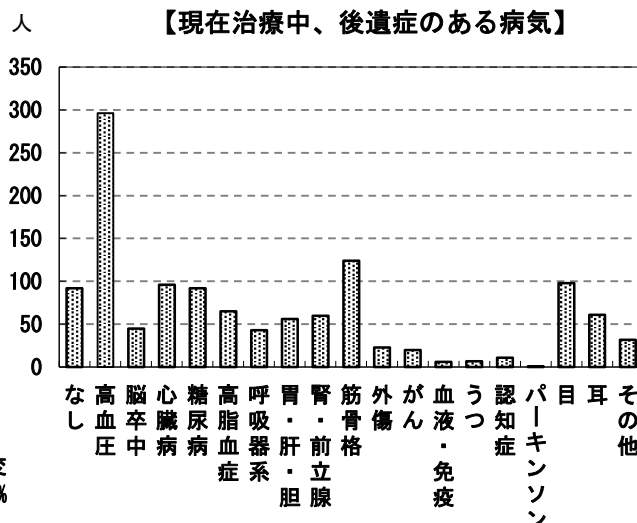
高齢化率が高くなる中、勝山市の要介護認定率は平成25年度までは上昇傾向にありましたが、その後は横ばいで推移しています。

【介護が必要となった原因疾患】



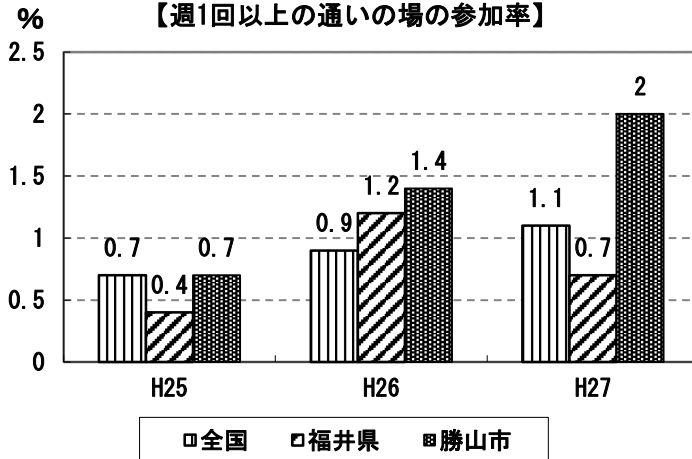
平成28年度介護認定主治医意見書

【現在治療中、後遺症のある病気】



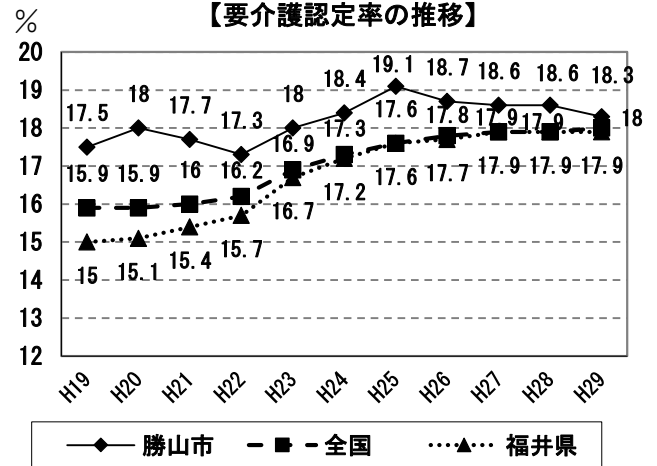
日常生活圏域二ミズ調査

【週1回以上の通いの場の参加率】



見える化システム

【要介護認定率の推移】



見える化システム

【これまでの取り組み内容】

健康づくり 介護予防	内 容
健康トレーニング 教室	トレーニング機器等を利用し、メタボリックシンドロームの予防・改善、介護予防を目的とした教室。筋力アップや健康づくりができる内容となっています。
水中運動教室	市営温水プールを利用した介護予防、メタボリックシンドローム予防を目的とした教室。幅広い世代の利用がある中で高齢者の方も気軽に参加できる内容となっています。
アンチエイジング 講座	健康カラオケを使った体操ができます。健康づくりや人との交流の場となっています。
健康長寿！一番 体操教室	週に1回、おもりを使って歌を歌いながら足腰を鍛える体操を行う教室です。各地区で高齢者が主体的に継続できるように支援し、高齢者同士の見守り・交流の場ともなっています。
お出かけサロン	運動したり閉じこもりを予防し、人との交流を図ることを目的とした通所型サロンです。（入浴・昼食・送迎付き）
各種講座	地区の集まりに出向いて介護予防や健康づくりについての講座を行っています。（内容は、認知症、口腔、栄養、熱中症、インフルエンザ予防等）
独居等高齢者訪問	窓口相談やひとり暮らし高齢者等の訪問時などで基本チェックリストを使用し、閉じこもりや運動機能の低下などで何らかの支援を必要とする人を把握しています。支援が必要な人については、介護予防教室や介護サービスにつなげています。また認知機能の低下がある方については、もの忘れ検診受診を勧めています。

課 題

- ・ひとり暮らし高齢者や介護予防事業に参加する高齢者の状況は把握していますが、高齢者全体の状況把握ができていない状況です。
- ・高齢者が健康づくりや介護予防への関心が高まり、主体的に取り組めるような働きかけが必要です。
- ・健康長寿!一番体操教室を継続するためには、地区ごとに参加者の年代や地域性に合わせた支援と担い手が必要です。
- ・高齢者が参加しやすい活動や集いの場が必要です。

今後の方向性

高齢化が進み、介護が必要な高齢者が増えていくと考えられます。いつまでもいきいきと自立した生活ができるよう、高齢者の健康状態・生活状況を把握するとともに、各種健康づくり・介護予防講座を実施していきます。また、高齢者が生きがいや楽しみをもって過ごせるよう活動や交流の場の提供を行い、支援していきます。

取り組み内容

- ① ひとり暮らしや高齢者世帯以外の高齢者について、訪問など行い、状況を把握します。
- ② 生活習慣病の疾病予防に加え、健康的な食生活や口腔ケアによる健康づくりを推進します。また、転倒予防のための身体づくりとして、運動を推進して筋力の維持ができるよう支援していきます。
- ③ 地域と連携をとりながら、地区のふれあいサロンなどで介護予防の必要性について、普及啓発を行うことで、自ら介護予防に取り組むことができるように普及啓発します。
- ④ 健康長寿!一番体操教室では、継続支援を行いながら実施地区の拡大を図ります。また、住民主体で継続できるように担い手となるボランティアなどを養成し、協力を得ながら支援します。
- ⑤ お出かけサロンでは、高齢者の自立支援を目指した教室内容を継続することで、高齢者自身が自ら介護予防に取り組めるように支援します。

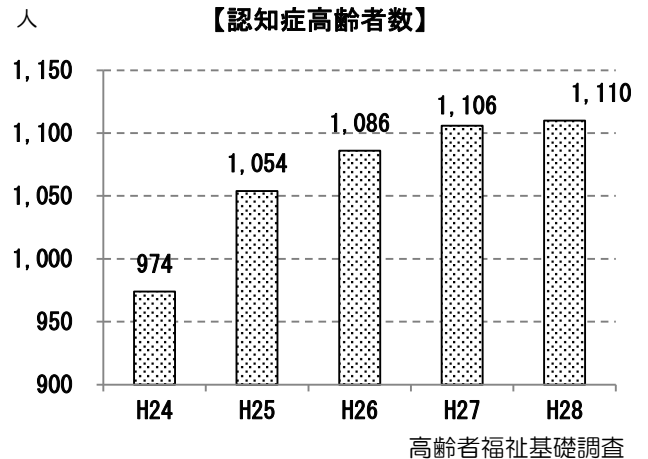
②認知症対策

現 状

介護認定を受けている人の中で認知症と診断されている高齢者は、平成28年度で1,110人となり、年々増加しています。また、要介護認定の主な原因疾患は、平成26年度に認知症が1位となり、平成27年度25%、平成28年度34%と、増加傾向にあります。

また、介護者が不安に感じる介護では「認知症状への対応」が多い状況です。

勝山市では、認知症予防、早期発見・早期対応に取り組むとともに、平成27年度から認知症地域支援推進員を配置し、認知症対策を推進してきました。

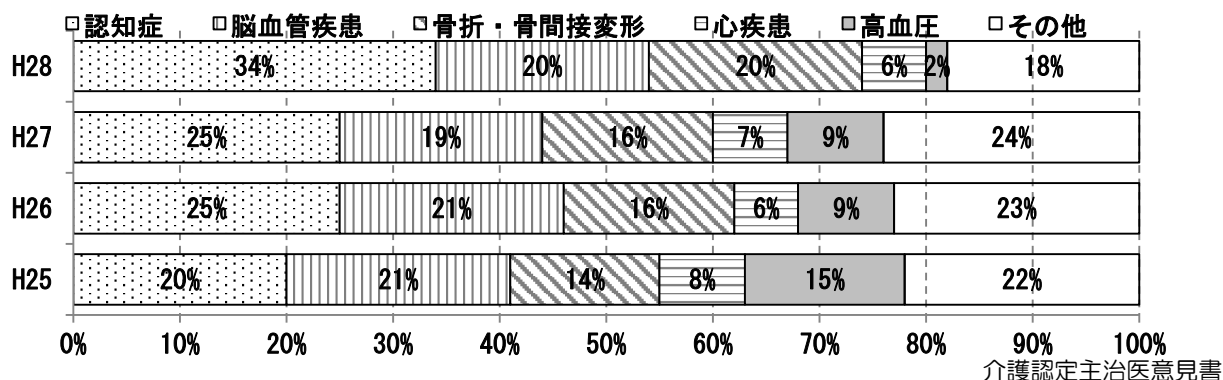


【これまでの取り組み内容】

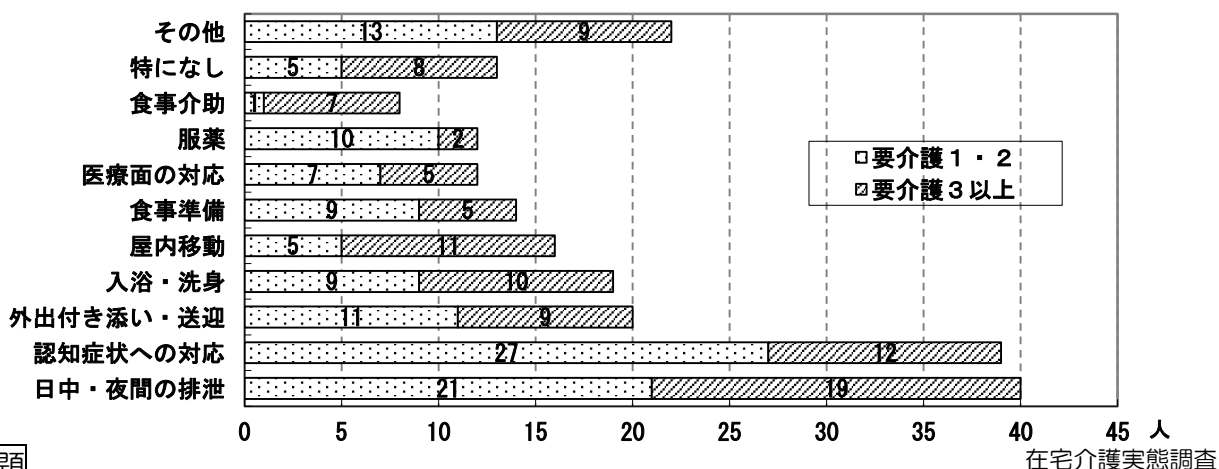
発症予防	認知症にならずに高齢期を過ごすため、地区サロン等あらゆる機会での認知症の理解及び予防、早期受診の必要性等の普及啓発を行い、自ら予防に組み、早期対応できるよう意識づけを行っています。
重症化予防	認知症になっても在宅生活を継続していくためには、重症化予防が望まれます。認知症の症状が疑われる方には、もの忘れ検診を勧め、早期発見に繋がっています。平成26～28年度には、専門家によるもの忘れ相談会を実施し、平成29年度からは、認知症の疑いがあるが医療機関への受診につながらない方に対し、専門家チームが訪問して支援する認知症初期集中支援事業を行っています。 受診が困難なケースや認知症状が重度なケース等については、市内の認知症専門医やかかりつけ医等と連携しながら支援を行っています。
家族・地域の支援	平成27年度から認知症カフェを開催し、家族が認知症や介護について話し合ったり、気分転換ができる場を作っています。 また、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らすためには、認知症に対する地域の理解が必要です。各地区サロンや小学校、中学校、事業所等において認知症サポーター養成講座を実施し、あらゆる年代の方に認知症の理解を深め、地域において認知症の方やその家族を支えていくことへの意識づけに努めています。

* 認知症サポーター養成講座とは、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」の養成講座。

【介護認定者の主な原因疾患割合】



【要介護度別・介護者が不安に感じる介護】



課題

- ・本人・家族が認知症について十分理解できていない場合や認知症に対する偏見のために、早期の受診や適切な介護、必要な支援に繋がらないケースがあります。
- ・ひとり暮らしの認知症高齢者の場合、生活の実態が見えにくく、本人、家族の困りごとの訴えも少ないため、早期に対応することが難しい状況です。
- ・ひとり暮らしや高齢者夫婦世帯が増えており、地域の見守りが必要です。
- ・もの忘れなどの症状が出始めた早期に受診・対応する必要性、早期治療の効果等、知識の普及啓発が必要です。
- ・若い世代に認知症サポーター養成講座を受講してもらい、認知症の方への対応を知り、地域の理解や見守り力向上へ繋げることが必要です。

今後の方向性

高齢化に伴い認知症の方が増加し、認知症で介護が必要になる方の割合も増えていることから、国は、平成27年1月に「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」を策定し、認知症についてのさまざまな取り組みを行っています。

勝山市においても、認知症の発症を予防するとともに認知症の方やその家族が安心して住み慣れた地域で暮らすことができるように、国の取り組みを踏まえつつ、次のことに取り組んでいきます。

取り組み内容

- ① 認知症に関する知識の普及啓発を行ない、人との交流や運動により認知症発症予防に努めます。
- ② 平成30年4月に認知症初期集中支援チームを設置し、受診が難しいケースに対し専門職チームによる訪問支援等を行い、適切な支援・重症化予防に努めます。
- ③ 認知症サポーター養成講座を開催し、子供から高齢者まで全ての市民が認知症や認知症の方への接し方について理解し、地域での見守りができるようにしていきます。
- ④ 認知症ケアパスを活用し、専門医療機関、認知症サポート医などの医療や介護、地域と連携を密にし、認知症の方とその家族を支援できる体制を作ります。

(2) 介護予防・生活支援サービスの充実

現 状

①介護予防・生活支援サービスの実施

介護予防・日常生活支援総合事業では、要支援者・事業対象者に対し、介護予防・生活支援サービスとして、これまで予防給付として提供されていた介護予防訪問介護等のサービスと民間や住民ボランティア等が行う多様なサービス、介護予防ケアマネジメントを提供することとしています。

勝山市においては、これまでの予防給付の訪問介護・通所介護サービスを現行相当サービスとして実施するとともに、軽度生活援助（家事援助）事業を訪問型 A サービス、二次予防事業対象者に対して実施していた転倒予防教室を通所型 C（短期集中転倒予防）サービスとして実施しています。また、地域包括支援センターによるケアマネジメントのもと、適切なサービス提供をすることで、利用者の自立支援につなげています。

事業名	種類	実施事業所
通所型サービス	現行相当サービス	指定介護予防通所介護サービス事業所
	通所型 C サービス	悠悠いきいき倶楽部ちゃま、門整骨院
訪問型サービス	現行相当サービス	指定介護予防訪問介護サービス事業所
	訪問型 A サービス	勝山市社協、勝山市シルバー人材センター、県民せいきょう、さくら荘
介護予防ケアマネジメント		勝山市地域包括支援センター

②介護予防・生活支援サービスの充実

ひとり暮らしや高齢者夫婦世帯が増加し、軽度の支援を必要とする高齢者が増加している中、在宅介護実態調査では、「在宅生活の継続に必要な支援・サービス」について、「見守り・声かけ」「外出同行」「移送サービス」が必要と答えた方が多くなっています。

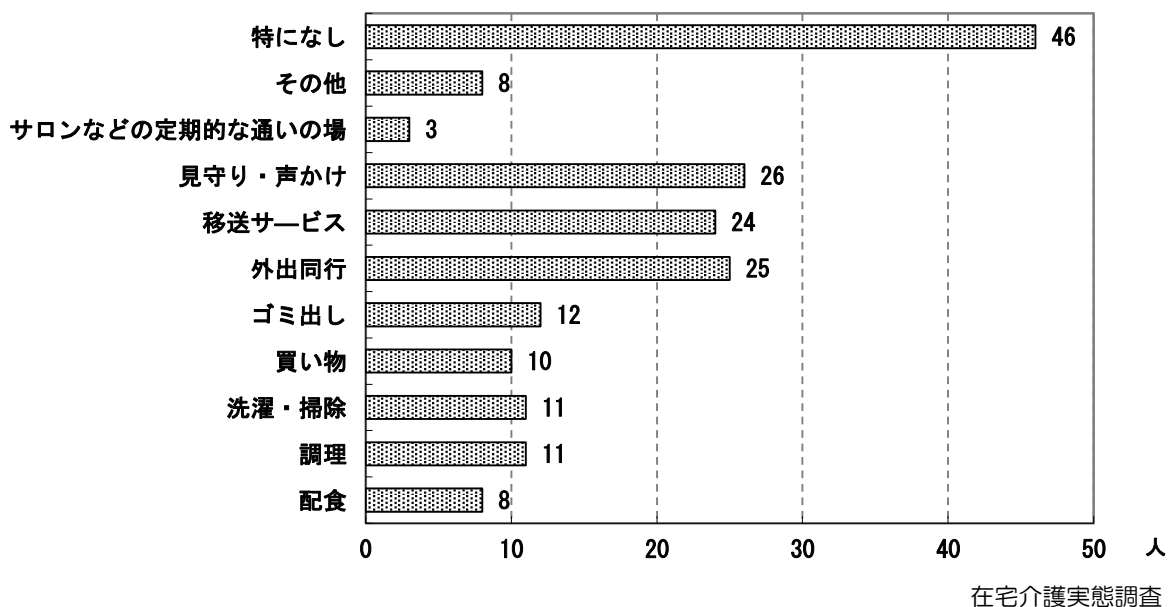
平成27年4月には、「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を配置し、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などの事業に取り組んでいます。

＊生活支援コーディネーターとは・・・高齢者のニーズとボランティアなどの地域資源とマッチングさせることで、生活支援を充実させる役割を持つ。

【生活支援コーディネーターの取り組み】

- ① ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯の生活支援サービスのコーディネート
- ② 生活支援の担い手の養成と地域に不足するサービスの創出
- ③ 関係者のネットワークづくり
- ④ 勝山市生活支援体制整備事業ネットワーク会議の開催
- ⑤ まちなかカフェの運営
- ⑥ 買い物支援体制の構築

【在宅生活の継続に必要な支援・サービス】



課題

- ・介護予防・生活支援サービスの充実のためには、多様なサービスが必要ですが、新しいサービスの創出までは至っていません。

方向性

ひとり暮らしや高齢者夫婦世帯、認知症の高齢者が増加する中、高齢者の生活を支援するためには、医療、介護のサービス提供のみならず、民間企業やボランティア等が主体となって行う多様な生活支援サービスや地域の支えあいが求められています。生活支援コーディネーターの活動と連携しながら、地域課題の把握と新しいサービスを創出し、高齢者に適切な支援ができるようにしていきます。

取り組み内容

- ① 支援が必要な方に対し適切なサービス選択ができるよう、窓口相談の充実やケアマネジャーのアセスメントや支援のスキルアップを図ります。
- ② 生活支援コーディネーターを中心として、高齢者のニーズや地域に不足する資源を把握するとともに、すでに活用できる資源の情報収集や調整等を行い、活用促進していきます。
- ③ 多様なサービスの担い手となるボランティアの育成とボランティア活動の活性化を支援します。

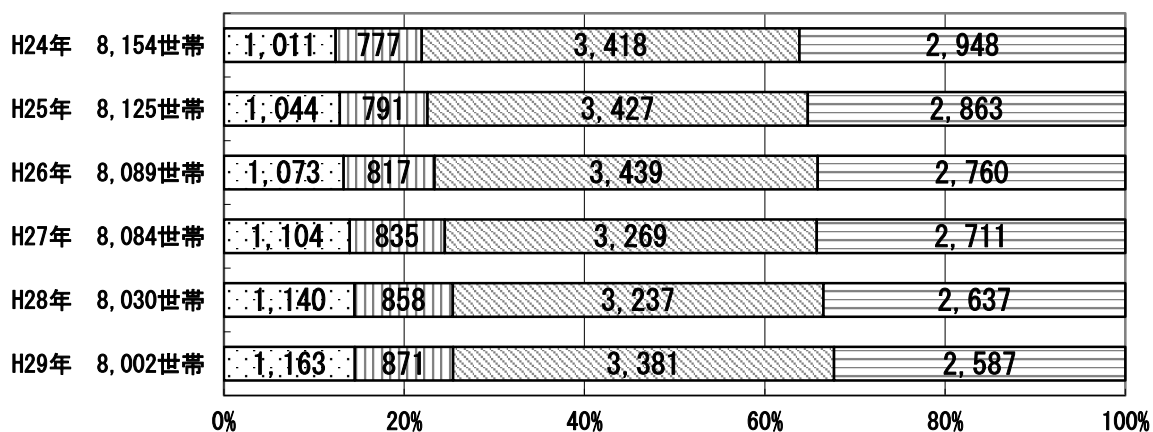
(3) 地域の高齢者見守り活動の推進**現 状**

勝山市の世帯数は減少していますが、高齢者のひとり暮らし又は夫婦のみの世帯は増加しています。また、同居であっても、日中は高齢者ひとりとなる世帯もあります。また、認知症の高齢者が増えており、徘徊などで家族の介護負担は大きくなっています。高齢者虐待など周囲の見守りが必要なケースもあります。このような背景から、介護サービスだけでは在宅生活を支えられない現状であり、地域の見守り支援や民間サービスを組み合わせた多様な支援が求められています。

市では65歳を迎えた方に、地域いきいきサポーター養成講座やボランティア登録をおすすめしています。元気な高齢者の方が、支援や見守りを必要とする高齢者を支えると同時に、その活動が高齢者自身の生きがいづくりや介護予防となるよう、地域で相互の助け合い（互助）を目指しています。

認知症高齢者の徘徊等による行方不明時の早期対応のため、平成28年度から地域見守り事前登録制度を開始しました。また、日頃の安否確認、災害時の対応など、地区の民生委員やご近所など、それぞれの立場を生かしながら見守り活動につながるよう、情報共有、ネットワークづくりを行っています。

【勝山市高齢者世帯推移】



□高齢者単身世帯 □老夫婦世帯（夫婦とも65歳以上） □高齢者のいる世帯 □高齢者のいない世帯

高齢者福祉基礎調

【これまでの取り組み】

- ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯を対象とした緊急通報システム、救急医療情報キットの設置
- 災害時の対応を強化するための「避難行動要支援者登録」
- 地域見守り活動協定事業所や上下水道課との連携
 - ＜協定事業所：23 事業所 1 協会（H29 年 9 月現在）＞
- 地域見守り事前登録制度
 - ＜事前登録者数：18 人（H29 年 9 月現在）＞
- 地域いきいきサポーター養成研修
 - ＜地域いきいきサポーター：累計 127 人（H24～29 年）＞
- 認知症サポーター養成研修
 - ＜認知症サポーター：658 人（H28 年度）＞
- 地域いきいきボランティア
 - ＜登録者数：120 人（H28 年度）＞

課題

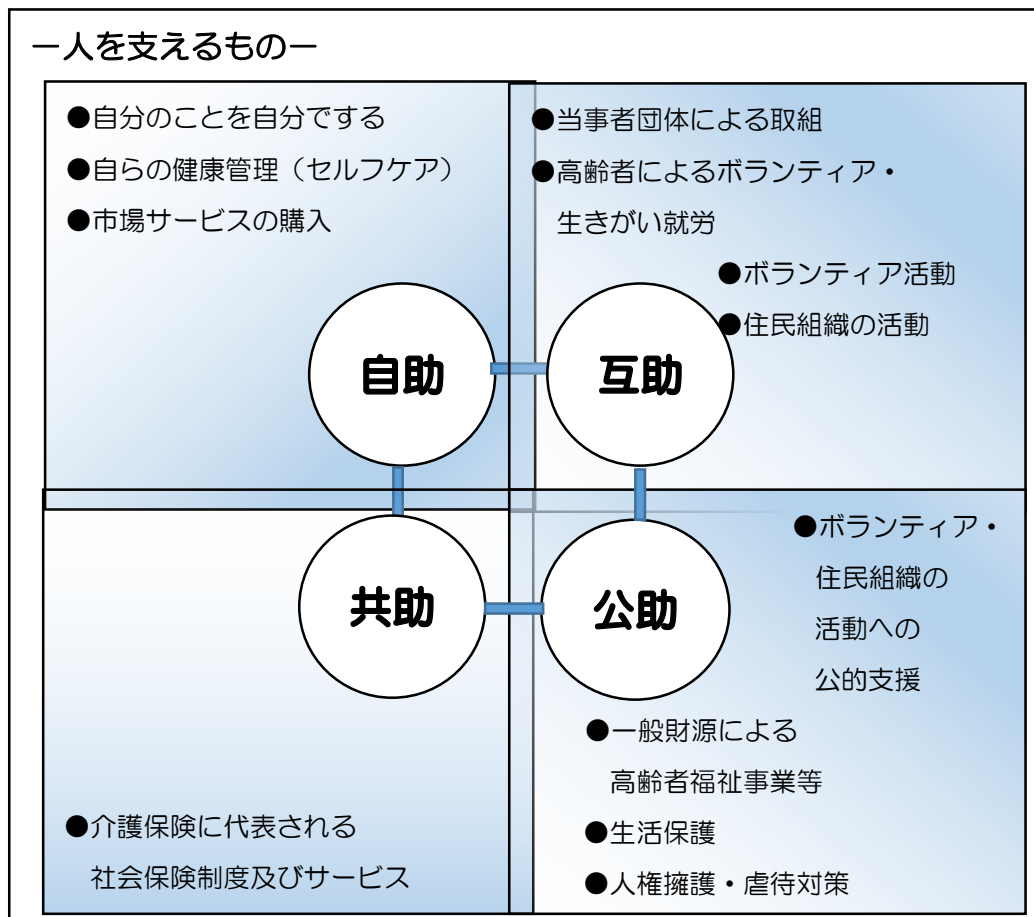
- ・地域住民ひとりひとりが虐待や介護、認知症について知り、勝山市の現状を踏まえて、地域での見守りの必要性を理解することが必要です。
- ・地域見守り事前登録制度の登録件数が少なく、周知が必要です。
- ・家族が、本人の状況を適切に知り、地域や専門家の支援を得ることの必要性を理解し、支援を求める行動や発信ができることが必要です。
- ・自主防災組織をはじめとする地域、民生委員、見守り協定事業所との見守りネットワークの拡大・情報共有が必要です。

今後の方向性

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けていくためには、「自助」「共助」「公助」「互助」それぞれが効果的に機能する取り組みが必要ですが、特に「自助」と「互助」の果たす役割が大きくなっています。地域の見守り力を高め、高齢者自身が自分で身を守ることができ、必要時に支援を求めることができるような取り組みを行っていきます。地域住民や地域の組織に対して、市民に地域での見守りの必要性、認知症の理解を促します。

取り組み内容

- ① 地域いきいきサポーターの養成や認知症サポーター養成講座などを行い、認知症の理解や高齢者の見守りの視点を持った人材を養成します。
- ② 民生委員や地域の組織、見守り協定事業所等に認知症の理解を促し、地域での見守り活動を推進します。
- ③ 認知症高齢者の徘徊について、行方不明時の早期対応、発見につながるように家族に事前登録制度を周知し、制度の活用を促進します。
- ④ 高齢者徘徊 SOS ネットワークの活用や、警察、見守り協定事業所との連携により、行方不明者の早期発見に努めます。
- ⑤ 自分で自分の身を守るための方法を周知します。



(4) 元気な高齢者によるボランティア活動や活躍の場の提供による 生きがいつくりの推進

現状と課題

高齢期においても活動的なライフスタイルを実践したいとする方も増えていることから、他の世代とともに社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できるよう、地域社会への参画を促進する環境づくりが大切です。

高齢者が主体的に参画する活動として老人クラブがあり、長年、様々な活動を通じ生きがいと健康づくり事業を推進していますが、近年、若手高齢者の、老人クラブへの加入者数が減少しており、老人クラブ未加入者への加入促進 PR についても検討が必要となってきました。

市では、高齢者のボランティア活動の推進として、勝山市社会福祉協議会と連携し、毎年地域いきいきボランティア養成講座や地域いきいきボランティアポイント事業を実施しています。ボランティア活動をすることで高齢者自身の介護予防と生きがいつくりにもつながっています。

また、平成27年に設置された健康の駅「湯ったり勝山」では、高齢者の趣味や特技を活かした講座を開催したり発表の場を提供したりすることで、活躍の場と生きがいつくりを支援しています。

今後の方向性

老人クラブ、さわやか大学、文化、スポーツ、ボランティア活動等自主的な生涯学習・社会活動参画への支援を引き続き行います。

高齢者の生きがい、健康づくりにおいては、介護予防拠点となる健康の駅「湯ったり勝山」で、入浴、休憩、介護予防教室等を通じて高齢者同士、気軽に触れあえ、共に健康長寿を目指す場を提供します。また、日頃の趣味等の発表の場として活用していきます。

《主な生きがいつくり施策》

①老人クラブへの活動助成

老人クラブの社会参加活動等に助成しその活動を促進することで、老人クラブ等の活動を活発化、老後の生活を豊かなものにし、明るい長寿社会を目指します。(生きがい健康講座、スポーツ大会事業、健康づくり事業、健康体操普及、ラジオ体操&体力測定教室等の実施)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度
会員数	2,096 人	1,992 人	1,807 人
クラブ数	46 クラブ	44 クラブ	42 クラブ

（今後の取り組み）

会員数が年々減少してきているため、高齢者の年代に合わせた活動の見直しが必要になってきています。高齢者が気軽に参加できるような活動の支援を行うことで、生きがいきづくり、健康づくり及び介護予防につなげます。

②ふれあいまつり

高齢者連合会員による芸能等の発表を行い相互の親睦と交流を深めます。

	H26 年度	H27 年度	H28 年度
参加人数	約 700 人	約 650 人	約 650 人

③ふくい健康長寿祭への参加

高齢者に適したスポーツ・文化を通じて、積極的な仲間づくりや世代間交流の機会づくりを提供します。

	H26 年度	H27 年度	H28 年度
延利用人数	111 人	86 人	112 人

④ふれあいサロン事業

虚弱あるいは閉じこもりがちな老人を対象に、公共施設を利用して健康チェック、健康相談や交流事業等を行うサロンを実施しています。サロンの運営形態は各地区に任せていますが、地区によってはサロン開催の中心となる方々が高齢化していて継続が難しいところもあります。一方で毎年新たに地区サロンが立ち上がるなど、地区ごとのサロン開催の裾野は少しずつ広がっています。今後、地域の関心が高まることと、地域ボランティアの育成も事業を継続していく上で不可欠です。

	H26 年度	H27 年度	H28 年度
延利用回数	716 回	711 回	742 回

（今後の取り組み）

高齢者の健康づくりや気心のしれた仲間と集う場として気軽に参加できるよう、関係機関との連携を密にし、事業がよりよい形で継続発展していくよう支援を行います。また、介護予防や地区単位での見守り活動の意識の向上を目指して取り組みます。

⑤シルバーサロン事業

65歳以上の方を対象に、パソコン教室、花教室、カラオケ教室をそれぞれ年10数回、開催しています。市広報紙等で参加を呼び掛けています。

	H26年度	H27年度	H28年度
延利用人数	105人	155人	143人

（今後の取り組み）

高齢者の生きがいつくりや趣味を広げる場として、積極的に参加していただけるよう、関係機関と連携し、周知をするなど支援します。

⑥地域いきいきボランティアポイント事業

地域の高齢者に関するボランティア活動を（例：施設や地区サロン等での介助やレクレーションの補助、ごみ出しなど）奨励・支援し高齢者自身の社会参加を通じて介護予防を促進します。ボランティア活動の実績に応じポイントを付与し、商品券等（上限有）に引換えます。

	H26年度	H27年度	H28年度
登録者数	127人	124人	120人

（今後の取り組み）

ボランティア活動のきっかけづくりとし、ボランティアのモチベーションを高め、より良い活動の継続、生きがいつくりや介護予防へ繋がるよう支援していきます。

(5) 健康の駅「湯ったり勝山」を活用した介護予防や健康づくりの推進

現 状

平成27年1月に健康の駅「湯ったり勝山」が設置されてから、高齢者の生きがいがづくりと健康づくりの推進の場として様々な事業を実施してきました。特に、生活機能改善システム（健康カラオケ）を利用した体操教室で健康づくりを支援し、高齢者の趣味や特技を活かした講座を開催するなど生きがいがづくりにも力を入れてきました。人々が気軽に集い、交流をすることができる場となっています。また、健康の駅「湯ったり勝山」には看護師が配置されており、気軽に健康相談・介護相談ができます。

【健康の駅湯ったり勝山での取り組み】

生きがいと健康づくり	内 容
アンチエイジング講座	健康カラオケ機器を使った体操ができます。健康づくりや人との交流の場となっています。
各種講座	ボランティアが講師となって講座を開催しています。特に、囲碁・将棋講座や輪投げ講座などは継続して行っています。
マイステージ	第3日曜日を「湯ったりの日」として、日頃の特技を披露する場となっています。落語や作り物の教室を定期的で開催しています。
湯ったりギャラリー	湯ったりギャラリーでは、誰でも絵などの作品展示ができ、自宅にいながら参加できる場となっています。色鉛筆画や折り紙の作品など、継続的に作品を作り展示されている方もいます。
健康機器設置	体組成計と血圧計を設置しており、日ごろの健康づくりの確認ができます。転倒予防、血行促進、筋肉の疲れを取るなどの効果がある足のマッサージ器も設置しています。

介護予防・相談など	内 容
健康相談・介護相談	看護師による健康相談・介護相談を受けることができます。
団体サロン	送迎付きのサロンとして老人会などの団体が多く利用されています。
お出かけサロン	送迎付きのサロンで、人と交流したり体操をしたりして過ごすことができます。
認知症カフェ	認知症の方やその家族、認知症に関心のある方など気軽に集まって相談したり交流したりできる場です。専門家の相談もできます。

課 題

健康の駅とは、健康なまちづくりをリードする交流拠点（駅）です。健康の駅「湯ったり勝山」が活用しやすい場所となるように、利用者の声を聞きながら活動の場としての充実を図ることが必要です。また、多くの人が利用できるように広く PR し、人々の交流ができるよう提供していく必要があります。

今後の方向性

高齢者の価値観が多様化している中で、それぞれのニーズに合うような活動や学びの場、趣味などを楽しむ場が必要となっています。健康の駅「湯ったり勝山」では、そのような高齢者の多様なニーズに対応できる活躍の場を提供していきます。

取り組み内容

- ① 介護予防講座などでボランティア活動の場を提供したり、高齢者の趣味や特技の披露の場を提供することで、生きがいづくりを支援します。
- ② 高齢者が参加しやすい講座や教室などを開催し、自ら健康づくりができる場とします。
- ③ 看護師による健康相談を実施し、健康づくりを支援します。

（6）高齢者福祉サービスの推進

現状と課題

ひとり暮らし高齢者等が増加し、軽度の支援を必要とする高齢者が増加する中、生活支援の必要性が高まっています。見守りが必要とされる世帯には、民生委員と連携し、緊急通報システムの貸与や救急医療情報キットの設置、給食サービス等の事業を行っています。

今後も、各種サービスについて、関係機関と協力し、定期的に情報の提供を図っていきます。

今後の方向性

高齢者が住み慣れた地域で安心して長く暮らせるよう、引き続き関係機関と連携して各種施策を展開していきます。

《主な高齢者福祉サービス》

①敬老会

敬老会を開催して、多年にわたり社会に貢献してきた高齢者を敬愛し、長寿をお祝いします。

	H26 年度	H27 年度	H28 年度
対象人数	4,125 人	4,084 人	4,045 人

②100 歳の慶祝訪問

100 歳を迎えられた方を訪問して、記念品を贈呈し、長寿をお祝いします。対象者が年々増えています。

	H26 年度	H27 年度	H28 年度
100 歳対象者	6 人	9 人	12 人

③高齢者移送サービス事業

常時、車椅子を使用する 65 歳以上の方に、車いすタクシー等の初乗り料金を助成し、通院や公共施設への外出を支援します。平成 29 年度から、市外の事業者にも参入してもらい、利用者の利便性向上を図っています。

	H26 年度	H27 年度	H28 年度
延利用人数	900 人	719 人	794 人

（今後の取り組み）

新サービス移行後の実績状況から、車椅子等で外出困難な高齢者のニーズを把握し今後の制度運営に活かしていきます。

④緊急通報システム

65 歳以上のみの世帯で、病弱なため緊急時に対応が困難な世帯に対し、自宅に緊急通報システムを設置しています。高齢者の安否確認としてニーズが高く、このシステムを利用していない、見守りが必要な世帯に対する支援について検討課題となっていますが、民生・児童委員が訪問する中で、徐々に設置世帯が増えています。

	H26 年度	H27 年度	H28 年度
延利用人数	2,295 人	2,304 人	2,380 人

（今後の取り組み）

サービスの必要な方が利用できるよう関係機関と連携し、今後も市広報紙や民生委員会議等で周知していきます。地域を含めた見守り活動体制の強化を図っていきます。

⑤救急医療情報キット

65歳以上のみの世帯、日中独居高齢者、障害者のみの世帯等に、かかりつけ医や持病などの医療情報を自宅に保管しておくためのキットを無料配布し、万一の救急時に備えます。今後も継続して民生委員を中心に周知していきます。

	H26年度	H27年度	H28年度
新規配布者数	71人	15人	30人

（今後の取り組み）

民生委員やケアマネジャーによる各世帯訪問時に、情報の更新チェックを依頼します。ひとり暮らし等で、救急搬送時に本人が情報を伝えられないような状況の場合、迅速にキットが役立つよう今後も関係機関との連携を密にします。また、広報紙等で定期的に周知し、必要な世帯に配布できるよう推進していきます。

⑥保養施設の利用助成

市指定保養施設を利用する高齢者や障害者の方に、利用料の一部を助成することにより、健康保持と体力増進、外出支援を図ります。

	H26年度	H27年度	H28年度
延利用人数	40,277人	28,854人	27,836人

（今後の取り組み）

広報誌、各公民館、事業所等を通して、市民へ事業周知していきます。

⑦公衆浴場の利用助成

公衆浴場を利用する高齢者や障害者の方に、利用料の一部を助成することにより、健康及び衛生の保持を図ります。

	H26年度	H27年度	H28年度
延利用人数	6,348人	5,769人	5,497人

（今後の取り組み）

広報誌、各公民館、事業所等を通して、市民へ事業周知していきます。

⑧住まい環境整備支援事業

要介護3以上の在宅要介護者、または要介護1以上の車イスで生活する方で、介護保険給付対象外で自宅のバリアフリー化など住宅改造工事（昇降機、段差解消機等）が必要と認められる場合、工事費の一部を助成し在宅生活の維持向上を図ります。

	H26 年度	H27 年度	H28 年度
延利用人数	0 人	1 人	2 人

（今後の取り組み）

引き続き、市民、事業所等へ事業周知していきます。

⑨心配ごと相談

高齢者がかかえる様々な問題の相談に弁護士など専門機関等が応じ、解決に努めます。

	H26 年度	H27 年度	H28 年度
延利用人数	235 人	254 人	223 人

（今後の取り組み）

高齢者の不安解消に繋がるように、引き続き、広報等を通じ事業を周知していきます。

⑩屋根雪下ろし支援

市民税非課税の 65 歳以上のみ世帯や高齢者のみ世帯等の方で、身内の方から除雪協力が得られない場合、業者等へ依頼する際の屋根雪下ろしにかかる費用の一部を助成し、冬季間の生活の安全を守ります。ひとり暮らし、高齢者のみ世帯の増加により、雪下ろし困難な世帯が多くなってきています。また雪おろし業者の確保、屋根雪を下ろした後の雪の始末など、雪に関する支援への要望が多くなっていきます。

	H26 年度	H27 年度	H28 年度
延利用件数	225 件	15 件	110 件

⑪除雪

要支援相当以上の状態で、ひとり暮らしや高齢者世帯の方に、玄関周りの除雪を行い、冬季間の生活の安全を守ります。自宅から道路に出るまでの軽度の除雪が対象ですが、それ以上の支援の問合せも多い状況です。

	H26 年度	H27 年度	H28 年度
延利用件数	57 件	40 件	97 件

課 題

地域ぐるみ雪下ろし支援事業や軽度生活援助事業の対象、その他の支援を必要とする世帯が多い状況です。

今後の方向性

- ①除雪困難世帯への支援のため、関係機関と連携し、除雪担い手の掘り起こしと情報提供体制の強化を図ります。
- ②「勝山市総合克雪・利雪・親雪計画」に基づき、自主防災組織等、地域ぐるみの除排雪体制が進んでいくためのしくみについて関係機関と連携します。
- ③ 現在の公的支援の更なる充実を図ります。

⑫給食サービス

65歳以上のみの世帯、は障害者と65歳以上のみの世帯で見守りが必要と判断された方に対し、民生委員が安否確認を兼ねて、月2回程度、ボランティアの作った給食を配達しています。（一部、業者委託の地区もあります。）

	H26年度	H27年度	H28年度
延利用件数	5,136件	5,116件	5,174件

課 題

- ・利用希望の増加により、給食ボランティアの負担が増えています。
- ・作り手であるボランティアが少なくなっています。

今後の方向性

- ①民間の弁当配達事業所の情報収集や調整を行い、活用促進していきます。
- ②地域の見守りボランティア育成に向けた意識の向上を目指します。

3. 高齢者介護体制の充実

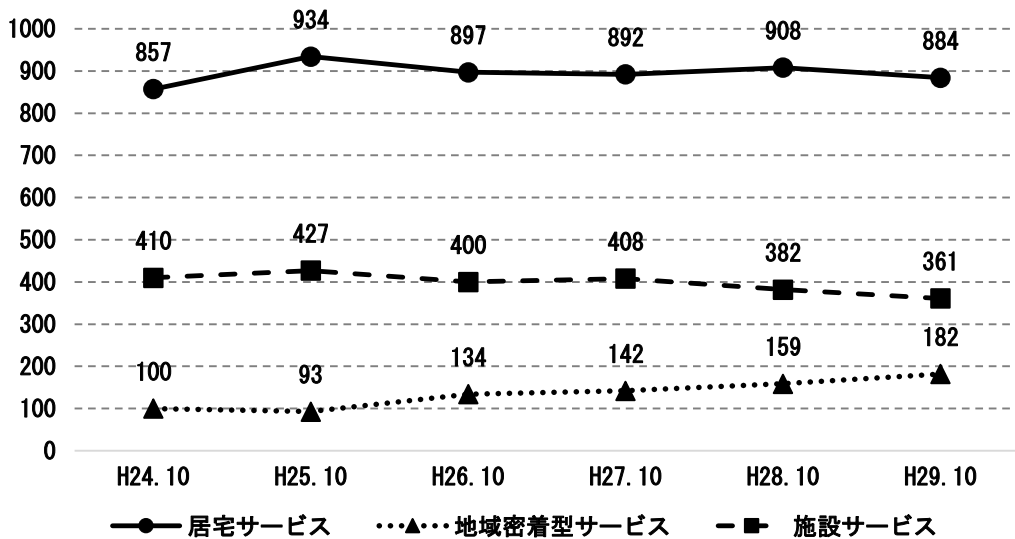
(1) 多様化する高齢者のニーズに応じた介護サービスの推進

①介護サービス区分ごとの利用者の推移

介護サービスは、要介護 1～5 の認定を受けた方に対する介護給付と、要支援 1、2 の認定を受けた方に対する予防給付から成り立っています。居宅サービスは横ばい、地域密着型サービスは増加、施設サービスは減少しています。介護療養型医療施設がなくなったことが大きな要因となっています。

サービス区分ごとの利用者数の推移（介護保険事業状況報告より）

	H24.10	H25.10	H26.10	H27.10	H28.10	H29.10
居宅サービス	857	934	897	892	908	884
地域密着型サービス	100	93	134	142	159	182
施設サービス	410	427	400	408	382	361
介護老人福祉施設	226	235	212	209	209	246
介護老人保健施設	167	172	173	177	170	113
介護療養型医療施設	17	20	15	22	3	2



- ・要介護認定率は県内市では、4 番目に高い（18.4%）H29.1 末現在
- ・奥越地区は認知症高齢者の割合が県内市で最も高い高齢者福祉基礎調査
⇒ 後期高齢者割合が、県内他地区の中で1 番高いことも要因と考えられる
- ・介護保険のサービス利用率は県内市で平均的（94.3%）H29.1 末現在
⇒ これまでは県内市で最も高かったが、他市町に先駆けて介護予防・日常生活支援総合事業を始めたため、以前と比較して利用率が下がったと思われる。

※認知症高齢者の日常生活自立度・・日常生活でどれくらいの自立度を維持しているかを測定するための指標。
I → M までのランク分けがあるが、IIa 以上が日常生活に支障をきたす症状・行動が見られる。

（２）地域包括ケアシステムの強化

2025年（平成37年）を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築、強化が求められ、次のことについて取り組んできました。

①地域ケア会議の推進

現 状

地域ケア会議は、ケアマネジメントの効果的な実施のために、個別事例についての支援方法と地域課題を検討することとされています。これまでは、研修会や事例相談会等を開催し、介護支援専門員や地域の関係機関、多職種の連携・協働の体制づくり、個々の介護支援専門員に対する支援等を行ってきました。

また、「地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部改正」では、自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進として、保険者が地域の課題を分析し、多職種が参加する地域ケア会議を活用したケアマネジメントを支援することとされています。平成29年度からは、新たに、高齢者の自立支援を目的とし、多職種の専門職による助言を得ながらケアマネジメントにつなげるための地域ケア個別会議を実施しています。

年々、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯、多問題家族等で支援が難しいケースが増えており、高齢者を含めた家族への支援が必要なケースもあることから、地域包括支援センターだけでなく、様々な関係者の関わりが必要となっています。

課 題

- ・事例相談会や困難事例の相談の中から、地域の課題を発見し、地域づくりやサービスなどの地域資源を開発することにまではつながっていない。
- ・地域包括支援センターだけでは支援が難しいケースが増えており、様々な関係者と連携ができるようネットワークが必要である。
- ・地域ケア個別会議が高齢者の自立支援につながるよう、参加者の質の向上と会議の定着を図る。

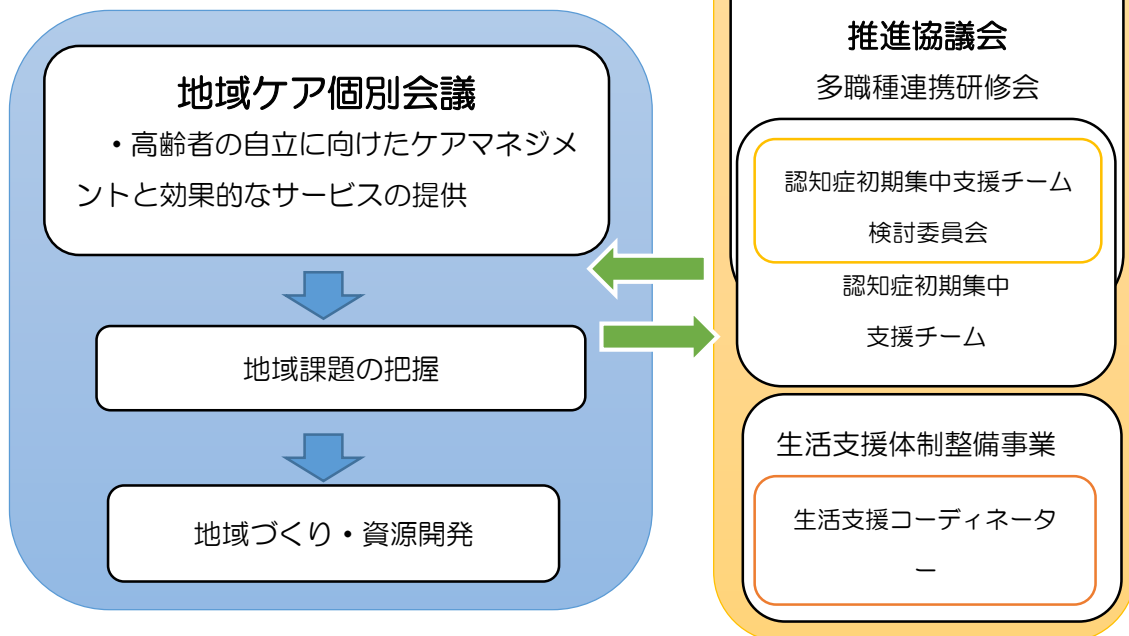
今後の方向性

地域ケア会議の5つの機能（個別課題の解決、ネットワーク構築、地域課題の発見、地域づくり、資源開発、政策の形成）を発揮し、他の事業とも連携をとりながら地域包括ケアシステムを推進し、高齢者の自立支援につなげていきます。

取り組み内容

- ① 地域ケア個別会議を定着し、高齢者の自立に向けたケアマネジメントと効果的なサービス等の提供につなげ、地域における課題や新たなサービスなどの開発につながるよう、多職種と連携した活動に努めていきます。
- ② 支援困難ケースが増えており、様々な関係機関と連携し対応できるようにしていきます。

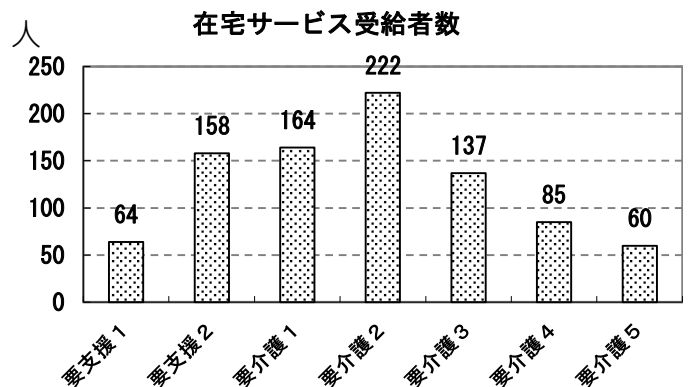
-地域ケア会議の推進-



②在宅医療・介護連携の推進

現在、要支援・要介護認定者の58.8%が在宅で生活されており、その内、3割は要介護3以上の重度の方となっています。また、介護が必要となった原因疾患をみると、がんやパーキンソン病など、医療と介護の両方が必要と思われる方もいます。

市では、平成27年に医療コーディネーターを配置し、ケアマネジャーや医療機関、



厚生労働省「介護保険事業状況報告」平成29年3月

介護事業所等と連携しながら、在宅で介護と医療が必要な方に対する相談・支援等を行っています。また、多職種連携研修会等を開催し、市内の医療、介護等の関係者が地域の課題について共通認識を持つことや関係づくりにもつながっています。

【医療コーディネーターの取り組み】

- ① 地域の医療・介護の情報収集
- ② 在宅医療・介護の連携として、在宅ケア推進協議会、地域ケア会議を開催
- ③ 医療・介護関係者の情報共有の支援
- ④ ケアマネジャー等からの困難ケース等の相談対応
- ⑤ 多職種連携研修会や地域ケア研修会の開催
- ⑥ 地域住民へのかかりつけ医や終末期を迎えるための準備等の普及啓発
- ⑦ 「福井県退院支援ルール」に関する関係市町との連携
- ⑧ ケア・ブレイクかっチャまの活動支援

＊ケア・ブレイクかっチャまとは・・・医療、看護、介護、福祉等の垣根を超えて高齢者の地域包括ケアの実現を目指す任意団体

課 題

- ・高齢者の増加、入院患者の在院日数が短くなることに伴い、今後、在宅で医療と介護を必要とする高齢者が増加することになり、さらに医療と介護の連携が必要となります。
- ・在宅ケアを推進するには、家族負担の軽減や緊急時の対応を充実し安心して介護できる体制づくりが必要です。
- ・在宅で医療や介護を受けながら生活するために、市民が医療のかかり方、延命治療の在り方などについての理解が必要です。また、老後をどのように生きるかを考え、意思表示できるように準備しておくことが必要です。また、在宅ケアについて、本人や家族が理解し、そのための心構えを持つことも大切です。

今後の方向性

これまでの取り組みを通し、市内の医療・介護等との関係は深まっています。引き続き、多職種の研修会等を行いながら、さらに市民への在宅医療・介護に関する普及啓発をすすめていきます。

取り組み内容

- ① 地域包括ケア推進会議や多職種連携研修会を開催し、在宅・医療連携における課題と対応策について検討します。また、医療と介護のネットワークを深めます。
- ② 医療コーディネーターによる退院時調整や在宅ケアに関する相談を実施します。
- ③ 上手な医療のかかり方や老後の生き方などの講座を行い、在宅ケアに関する市民の理解を深めます。

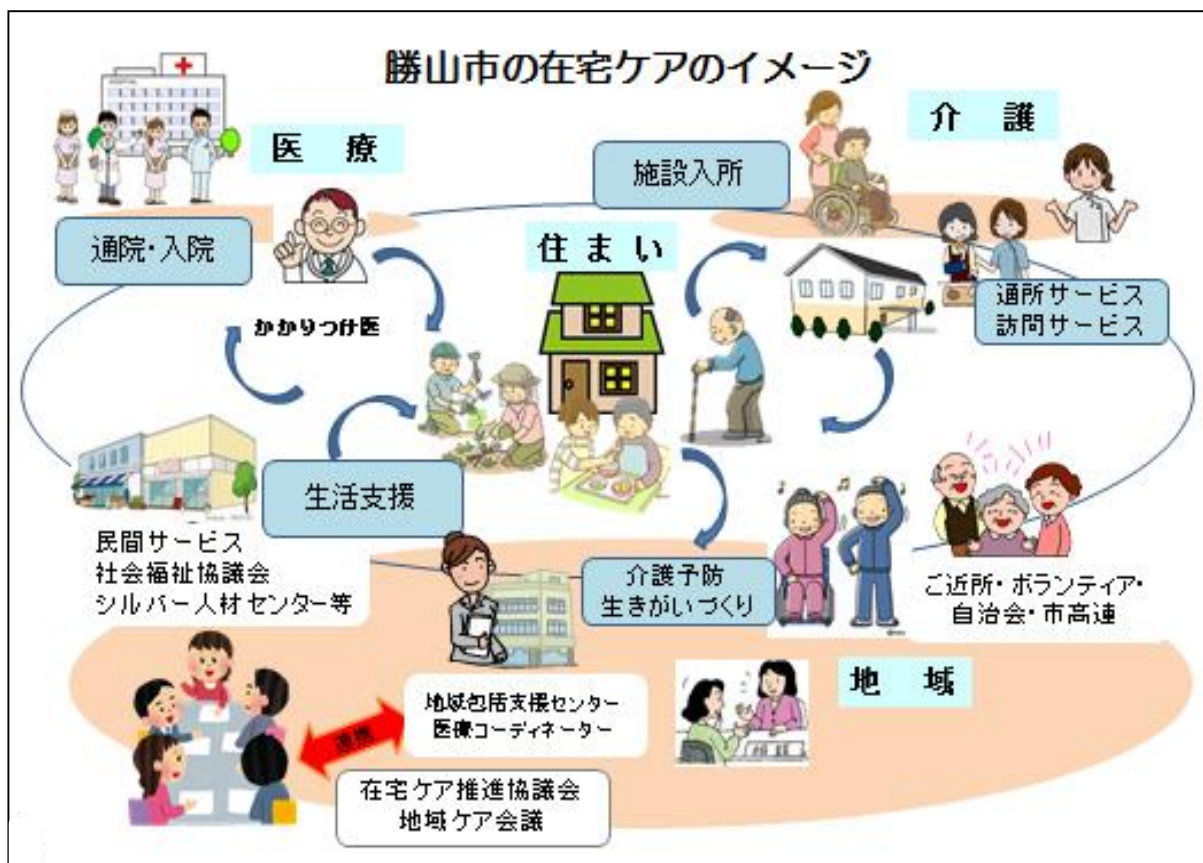
○寝たきり高齢者の状況

高齢者福祉基礎調査（各年4月1日）

	要介護 認定者数	寝たきり 高齢者数＊	寝たきり 高齢者率
平成27年度	1,519	524	34.5%
平成28年度	1,531	527	34.4%
平成29年度	1,513	505	33.4%

＊要介護認定に係る認定調査票を用いた「障害老人の日常生活自立度判定基準」におけるランクB以上

－ 勝山市の在宅ケア推進のイメージ －
「できるだけ在宅・ときどき施設や入院・必要な時は施設入所」



4. 高齢者の総合相談・支援の充実

(1) 地域包括支援センター「やすらぎ」の周知と総合的な相談機能の強化

現 状

地域包括支援センター「やすらぎ」は、現在、直営1か所で行っており、高齢者の情報の集約化、関係機関との連携、高齢者の現状を高齢者施策に反映しやすい状況にあり、高齢者施策の拠点として役割を果たしています。

また、高齢者の総合相談窓口として様々な相談を受け付けています。地区サロンでの講座等の機会を通して、地域包括支援センターを周知し、高齢者総合相談窓口として機能できるように努めています。平成26年度からは市民交流センター内の健康の駅「湯ったり勝山」に相談窓口を設置し、相談窓口の充実を図っています。

平成26年度には在宅医療と介護の連携を推進するために、地域包括支援センター内に医療コーディネーターを配置しました。平成27年度には、認知症地域支援推進員を配置しました。その結果、医療機関との連携が必要な方や認知症に関する相談に、専門的に対応することができるようになりました。

近年、身寄りのない方や老々介護、多数の問題を抱えている家族、経済的な問題など、地域包括支援センターだけでは対応しきれないケースが多くなっており、関係機関と連携をして対応を行っています。

【高齢者に関する相談件数】

(単位：件)

	窓口	電話	訪問	出前	湯ったり	合計
平成25年度	423	152	802	171	-	1,548
平成26年度	376	218	853	46	285	1,778
平成27年度	531	363	686	40	734	2,354
平成28年度	369	233	657	20	125	1,404

【平成28年度 認知症、医療コーディネートに関する相談(再掲)】(単位：件)

	認知症	医療コーディネート
窓口相談	31	10
電話相談	36	6

【困難事例相談】

平成27年度・・・20人

平成28年度・・・16人

課 題

- ・高齢化の進行に伴い、今後も医療や認知症に関する相談は増加すると思われます。
- ・地域包括支援センターだけでは対応しきれない困難事例について、今後も医療や福祉などの関係機関と連携をしながら、適切に対応していく必要があります。

今後の方向性

医療や認知症、対応困難事例など様々な相談に対して適切に対応できるように取り組みを行い、高齢者総合相談窓口としての機能を果たします。

- ①地域包括支援センター「やすらぎ」の周知を行い、早期相談・対応につなげます。
- ②困難事例が増える中、医療や介護等の関係機関と連携し、対応していきます。
- ③医療コーディネーターや認知症地域支援推進員による専門的な対応を行い、増加すると思われる医療や認知症の相談に対応します。
- ④職員の資質向上等を行い、機能強化を図ります。

（２）介護者の負担軽減と健康保持に向けた対策の充実

現 状

家族関係や、生活形態はさまざまであり、介護問題も多様になっています。そんな中、先が見えないことによる介護者の心身の負担は大きく、離職や転職など社会生活にも影響が及ぶこともあります。地域包括支援センターでは、家族からの相談も多く、本人の状態のみならず、各々の家族の状態を把握し、家族の介護負担軽減の視点を持ってサービスの紹介・調整・支援を行っています。

介護される側も介護する側も高齢化しています。要支援者でありながら、主たる介護者となっている方もいます。適切な介護手法を専門家から具体的に指導を受けられる家族介護支援事業を実施しています。

特に、認知症介護者は心身の負担が大きく、虐待につながることもあり、多方面の支援が求められます。平成27年度からは、「認知症カフェ」を開催し、当事者、介護者が互いに交流・リフレッシュできる場を設けています。また、男性が女性を介護する際に、トイレやお店で偏見を持たれ、辛い思いをすることがあります。あたたかく見守りの視点をもってもらえるよう介護マークを作成し、希望者に無料で配布しています。

課 題

- ・適切な介護方法や認知症への対応方法を学び、介護の工夫や介護負担軽減が求められます。
- ・介護者が高齢な場合等、介護者や家族に合わせて適切な介護サービスへつなげる必要があります。
- ・認知症の方を介護する家族の心身の疲労や不安が大きいため、お互いに交流や情報交換気分転換できる場が必要です。
- ・認知症高齢者を抱えて対応に悩み虐待につながることもあるため、家族への支援が必要です。

今後の方向性

- ①各種相談受付時には、常に本人・介護者（家族）両者の視点にたち、より良い支援に繋がります。
- ②介護の工夫や、効果的な介護方法、またサービスの利用について普及啓発を図ります。
- ③虐待は介護負担が原因となっていることが多いため、介護負担軽減に努めます。

【介護者の負担軽減のための対策】

①介護用品（紙おむつ）支給事業

要介護1以上の方に紙おむつを支給限度額の範囲内で助成、配達支給します。

（要支援者は配達のためのサービス）

	H26 年度	H27 年度	H28 年度
延利用件数	4,428 件	4,153 件	4,272 件

（今後の取り組み）

引き続き、市民、事業所等へ事業周知していきます。

②訪問介護事業

要支援・要介護者を在宅で介護している介護者の悩みや介護方法について、介護の専門家がご自宅に訪問し相談にのります。

	H26 年度	H27 年度	H28 年度
延利用人数	15 件	8 件	6 件

（今後の取り組み）

事業の周知を行い、在宅で介護を行う家族の負担軽減につながるよう取り組みます。

(3) 高齢者の権利擁護と虐待防止に向けた事業の推進

現 状

【消費者被害】

高齢者を狙った悪徳商法は後を絶ちません。被害にあった高齢者は、認知症などの病気や障害の特性から、自分から被害を訴えることができないことや、被害の自覚さえないことがあります。このような相談を受け付けた場合は、消費者センターと連携して対応をしています。また、認知症などにより金銭管理が難しくなっている高齢者には、病院受診を勧めたり、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業による金銭管理を勧めたりしています。

【高齢者虐待防止】

○家族等の介護者による虐待

介護負担や認知症対応の苦慮等による高齢者虐待が見られます。また、近年は障害のある(疑われる)子からの虐待が多く、医療や福祉等の関係機関との連携が必要なケースが増加しています。勝山市では平成19年度より「勝山市高齢者虐待防止ネットワーク会議」を設定し、関係機関との連携の構築を図っています。また、介護支援専門員等と連携を行い、虐待防止や早期発見、早期対応に努めています。

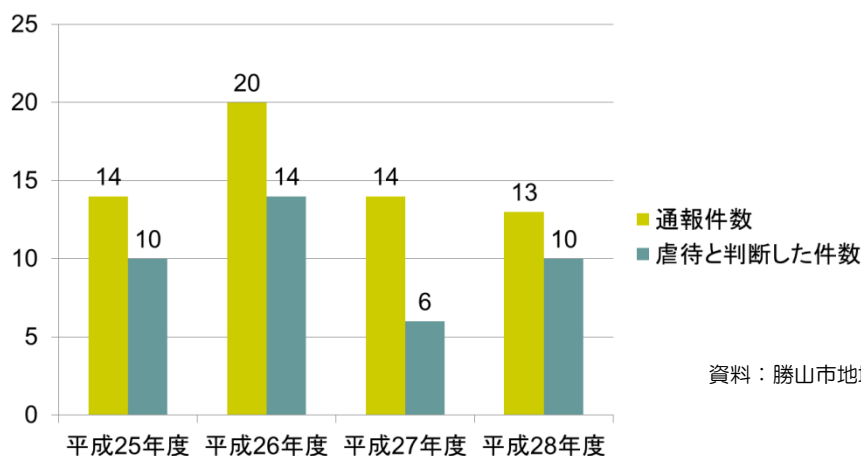
その他、サロン等で虐待防止の講座を行うなどして、虐待防止について必要な知識を伝えたり、見守りについて啓発を行ったりしています。その結果、近隣住民や民生委員からの相談や通報も見られます。

○施設従事者による虐待

施設従事者等を対象とした研修会を通して、虐待防止法や対応窓口等の周知を行っています。

現在、介護施設従事者の職員数が不足しており、s職員一人当たりの業務負担が大きくなっています。

【養護者による高齢者虐待の件数】



資料：勝山市地域包括支援センター

*養護者とは・・・高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの

課 題

- ・消費者被害や虐待は、被害に気づかない期間が長いほど深刻な事態になることが多いため、早期発見が課題となります。また、当事者が気づかないケースもあるため、周囲の人が異変に気づき対応につながるよう、地域の見守りについて普及啓発していく必要があります。
- ・虐待者自身が障害などの課題を抱えているケースも多いため、関係機関と連携をした対応が必要です。
- ・施設職員数の減少等により今後も職員の負担が大きくなることが予測され、施設内での不適切な介護の慢性化などが危惧されます。

今後の方向性

地域住民や関係機関と連携をしながら、高齢者の権利侵害の予防・早期発見を図ります。

取り組み内容

- ①市民や民生委員等を対象に講座等を実施し、地域の高齢者見守り活動を推進し、消費者被害や高齢者虐待の防止・早期発見を図ります。
- ②ネットワーク会議や介護サービス事業所等の関係機関を対象とした虐待防止の研修会を行い、連携を強化して虐待の防止・早期発見に努めます。
- ③施設従事者による虐待防止についての研修会を行い、施設内での虐待防止を図ります。

（４）成年後見制度の周知と活用

認知症などで判断能力が不十分な高齢者に対して、本人に代わって代理人が財産管理などを行うことが必要な場合があります。そのような場合には、社会福祉協議会の成年後見サポートセンター「ささえ愛」と連携をして、成年後見制度の説明や利用を勧めています。また、制度について講座や講演会を実施し、必要な人が制度の利用につながるよう周知を行っています。身寄りがなく申立人がいない場合には、市長が申立を行っています。成年後見申立に要する費用等を負担することが困難な高齢者には、成年後見制度利用支援事業の利用を勧めています。

今後、成年後見制度を必要とする高齢者の増加が見込まれます。そのため、平成25年度に社会福祉協議会と連携し、市民後見人(成年後見に関する一定の知識や態度を身に付けた一般市民による成年後見人)の育成に取り組みました。23名の方が養成講座を修了し、その後、社会福祉協議会の法人後見の支援員等として数名の方が活動を行っています。

平成29年に、「成年後見制度利用促進基本計画」が定められました。どの地域においても、必要とする人が成年後見制度を利用できるように、各市町村においてネットワークの構築を図ることなどが定められています。

課 題

- ・成年後見制度を必要とする人が増加すると思われるため、制度についての周知を行うとともに、必要な人を早期に発見・利用できるように支援する必要があります。
- ・自身の権利を守り最期まで自分らしく生きることができるよう、成年後見等を含めた、老後の生き方を考える機会が必要です。

今後の方向性

成年後見制度を必要とする人が適切に制度につながるように取り組みを行い、制度の利用促進を図ります。

取り組み内容

- ① 成年後見サポートセンター「ささえ愛」と連携をして、成年後見制度について講座等を行い、周知します。
- ② 成年後見制度の相談・対応を行い、制度を必要とする人の早期発見・利用に繋がります。
- ③ 勝山における成年後見制度等に係るネットワークの整備を検討します。
- ④ 講座等を通して、老後の生き方について考える機会をもちます。

～安心して暮らせるために自分ができること～
(健康度別取り組み内容)



健康度	元気なとき 	体が弱ってきたとき 	介護が必要になったとき 
目 標	健康で生きがいを持ち、生活を楽しむ	筋力・体力を向上し、人との交流を持って、自立した生活を過ごす	必要な支援を利用し、自分の役割をもって自立した生活を目指す
自分自身ができること	・かかりつけ医をもつ。健康診断を受ける。 ・健康のため、生活習慣を整え、適度な運動に取り組む。 ・自分の趣味や生きがいに取り組む(ボランティア活動など) ・人とのつながりを大切にする。地域での助け合い。	・かかりつけ医を持つ。定期受診。もの忘れ検診 ・病気と上手につきあう。 ・筋力・体力向上のための運動に取り組む、栄養をとる。 ・人との交流を楽しむ。 ・必要時、介護サービスやその他の支援を利用する。 ・周囲の助けを借りながら、自分の趣味や生きがいに取り組む(ボランティア活動など)	・かかりつけ医を持つ。定期受診 ・病気と上手につきあう。 ・リハビリや運動などをする。 ・自分でできることは自分で行う。 ・必要な介護サービスやその他の支援を利用して生活する。 ・周囲の助けを借り、趣味や生きがいに取り組む
健康づくり 介護予防	特定健診 後期高齢者健診 がん検診、歯科検診 健康講座・健康相談 運動講座 水中運動教室 健康トレーニング教室 ウォーキング講座、ストレス相談会 民間の運動クラブ等、老人クラブ、さわやか大学 介護予防講座 (口腔ケア、栄養、認知症予防、ロコモティブシンドローム等) 健康長寿！一番体操教室 お出かけサロン 健康カラオケ体操 介護サービスなどでの運動		
生きがいづくり (人との交流)	さわやか大学、地区サロン 老人クラブ、各種趣味講座 ふれあいサロン、健康長寿祭、ふれあいまつり ボランティア活動、地域いきいきサポーター養成講座、まちなかカフェ 介護サービス 認知症カフェ		
福祉サービス	心配ごと相談 保養施設・公衆浴場の利用助成 介護用品(紙おむつ)支給事業、給食サービス 緊急通報システム、救急医療情報キット		